

105-109

安永格郎著

馬場辰猪





馬場辰翁肖像

小川一真寫真彫刻銅版及印刷



319422

六月平吉と申す御州家
有海と申す人々之を海
と云はしと申す御州家
長と出因は航海途中
多しと申す一申す御州
と申す御州家と申す御州
と申す御州家と申す御州

御州家と申す御州家
御州家と申す御州家
御州家と申す御州家
御州家と申す御州家
御州家と申す御州家
御州家と申す御州家
御州家と申す御州家
御州家と申す御州家

御州家と申す御州家
御州家と申す御州家
御州家と申す御州家
御州家と申す御州家
御州家と申す御州家
御州家と申す御州家
御州家と申す御州家
御州家と申す御州家

御州家と申す御州家
御州家と申す御州家
御州家と申す御州家
御州家と申す御州家
御州家と申す御州家
御州家と申す御州家
御州家と申す御州家
御州家と申す御州家

御州家と申す御州家
御州家と申す御州家
御州家と申す御州家
御州家と申す御州家
御州家と申す御州家
御州家と申す御州家
御州家と申す御州家
御州家と申す御州家

少多之 东海之 气 气 气 气
如人 心 脉 气 气 气 气

度 度 度 度 度 度 度 度
改 革 革 革 革 革 革 革 革
用 用 用 用 用 用 用 用
理 理 理 理 理 理 理 理

之 之 之 之 之 之 之 之
也 也 也 也 也 也 也 也
也 也 也 也 也 也 也 也
也 也 也 也 也 也 也 也

九 送 送 送 送 送 送 送
也 也 也 也 也 也 也 也
也 也 也 也 也 也 也 也
也 也 也 也 也 也 也 也

与信三

也 也 也 也 也 也 也 也
也 也 也 也 也 也 也 也
也 也 也 也 也 也 也 也
也 也 也 也 也 也 也 也

Fryston Hall,
Ferrybridge.

Dec. 7.
1873.

Dear Sir,

I have to return my
kind thanks for the
beautiful present you
have been so kind to send
me the day before
was in conformity with
the great intellectual
Union of Forts & Works.

自序

野處落托して志操山の如く、四十年無妻至魂邦家に答へんと期したるは誰ぞ。經策縦横山を摧かんとして一朝奇禍に罹り、竟に去つて父母の國政を萬里の異邦に泣訴したるは誰ぞ。既にして遺恨千秋天涯に病死するや、三田翁をして飛報を抱いて飲泣堪へざらしめ、薩長氏をして一敵國を亡ふの思あらしめたるは誰ぞ。

ア、此れ實に馬場辰猪に非ずや。馬場辰猪は天下の士なり、一代の人豪なり。俯仰長恨爾後十星霜、而して人能く其名を知らざるは別に故あるなり。民心憂國して

If it is any time you
travel's bring you to look.
I hope you will be
the pleasure of paying
me a visit.

I remain,
yours truly,
old

D. J. H. H.

偉人を想ひ、慨世して正士を追ふ。「馬場辰猪」の出づる故
なしとせんや。
乃ち能く渠の志を繼いで、今日實利にのみ之醉ふの社
會人心を警醒し、邦家を負ふて發憤極東の風雲を大定
するは抑も誰の任？。試みに江湖に問はん乎。

明治三十年春三月天の一方に
クリート島の風雲急なるの時

岳 洋 生

陳言一束

一學人年來政治小説著作の志あり、偶々昨秋馬場辰猪氏の八周年祭に
氏の生前の性行を耳にして、其事歴の往々小説に類するものあるを
知り、匆卒稿を起して此小著を爲す。

一本書は専ら本年一月の月刊「世界之日本」に寄稿せしものを骨子とし
て之を補修大成したるものなり、此稿の「世界之日本」に上るや、四方の
諸君士より態々書を寄せて冊子の刊行を促さるゝもの少からず、大
坂東肥生氏の如き亦其一人なり、爲に予を鼓舞せしもの實に少から
ず。

一學事の餘暇、十分の時間と勢力とを此著に専らにする能はず、書中歴
史上に關係ある事柄の如きも、間々精査の行届かざるものあらん、無

雜此の如きは慚愧の外なきのみ。

一馬場氏の英文著書を譯するにも、原文の意を害せざる限りは、臨機取捨して繁冗を避けたり。

一昨年末以來、門を閉ぢ客を辭し、辭せざるの客も長談を斷り、一首の和歌

我室に人の來ること目出度けれ、五分位で早く歸れば、

を掲げなどして、甚だ來訪諸友の厚誼に負けり、多罪學人の深謝する所なり。

一馬場氏は稀有の雄辯家なりしといふ、今其演說講話を求めて讀者の一覽に供せんと欲すれども、氏は日本文に不熟なりし故、自記の草稿もなく、又當時の事として演說講話の筆記もなく、僅かに外交論、怨惡論の二を得て收録せり。

一本書の成るや、間接直接に助力を辱ふせし、小幡篤二郎、岩崎久彌、志賀重昂、磯邊彌一郎、菊池大麓、高崎行一の諸氏と馬場氏の御兩親及令弟勝彌氏に對して感謝の念に堪へざるなり。

明治三十年二月十四日夜深更、大燈遠く閉ゆる時

於東京赤阪寓居

岳洋學人謹識

馬場辰猪目次

○第一、我邦人馬場辰猪を知らず。

一頁

極東の志士○書生々活○今の政客と其面目行動を異にす○大學者と爲りしならん○氣象者○人物は傳ふべく志操は誇るに足る○「君習欲爲士、須先成男子」○天品の特粹は剛正の二字○死すべき決心を抱きて容易に生を捨てず○一生の心事○薩長をして一敵國を亡ふの思あらしむ○無名氏あり○墓碑の競進會○白楊蕭疎の感○邦人馬場を知らず○後進書生の任ならん○丈夫回天の志○緑波の上の白雲の表

七頁

○第二、系統頗る由來する所あり。

祖先のオモカゲは兒孫の上に留まる○岷嶺の第一峯に登るの素地○系統頗る由來あり○馬場氏房○箱丸の餅、古法眼の鑑○美術思想○一梯○士格に列せらる○民情と政權と衝突す○輕格士格○源島○嶺の第一孫なり○且憤り且勵み○家歴來八氏○母堂葛目氏

○第三、嬰兒の魂。

十一頁

辰猪は土佐人なり○嘉永三年五月十五日生まる○物議なる時節なり○備公始めて總理と爲る時○ターテ

ター○フィルモール○眉目秀で鼻筋通る○其兄に喧嘩を買ふ○自ら代り當る○家鴨の子を買ひ来る○
「人斬り刀が組くて仕末が悪い」

○第四、臍白小僧字を知らず。 十七頁

書を讀ます○鐵の柄を腰に横ふ○「降参はせぬ」○美少年會で争めを戦らす○十三歳に「いろは」を習ふ○
「人生字を知るは有患の初」○お面お小手

○第五、始めて郷を出で、大坂に上り、 二十頁

始めて郷を出て大坂に向ふ○井伊直弼○三藩同盟○容保の體體を孟にせんさす○關松○歸藩○知道館○
江戸留學を命ぜらる○江戸をさして立出づ○鮎洗ふ波の音○旅面白し○近江の湖○政權彷彿せり○大小
を枕に○行きては休み休みては行き○學校擲擲問題

○第六、前後慶應義塾の學窓に苦學す。 二十七頁

ツクツク思ふ様○福澤先生與平邸の塾○蘭學所○今カラダ○木ノ葉文典○朝の廻り炊き○陰謀學塾を差
しのぞけり○天下變亂の兆○歸國に決す○人馬眼晴○長崎留學○何をか家庭の慶事ならざる○夕顔丸○

フルマキ氏長崎に在り○俄變遊里に誘はんとす○志は切なれども錢なし○岩崎に隨行す○洋書も書籍
も何かせん○慶應義塾○蒲團の上に寐れす○壯心勃々、霸氣縱橫

○第七、英國に遊學して、心密かに代議政の美に感ず。 三十五頁

出發前の書信○「御立立被遣問敷や如何にてや」○米價九圓五十錢○英國に向ふ○ラングレイ村の勉強○
社會學協會に出席す○ホートン公○ミス、マリエット○テムプルにて法學を學ぶ○日本語文典○森氏の
洋辭説を讀す○ホートン公の謝狀○ミル遊く○長歌を洩せり○留學生の軼躰○日本留學生會○編佛戰爭
あり○具氏内閣衰ふ○愛蘭大學改正案○代議政の美を思ふ○歸朝

○第八、時未だ君に可ならず、歸來直ちに再遊を思ふ。 四十六頁

本國の面目漸く敗まらんさす○大坂會議○會する者四十人○申合の草案○主義綱領○政治思想尙ほ幼稚
なり○秋の枯野に入る感○再遊を思ふ○一家の困頓に涙を流さぬ○福澤先生に胸女を託す○再度英國に
留學せんさす

○第九、日本に在る英人の非行を叱責して、 五十四頁
之を本國英人の公論に訴ふ。

總々法學を研究す○マイクス東京に在り○日本に在る英人○國を愛す○英國の國も所は佳會なり○
銀品高き仁惠者なり○傳見を去つて日本を觀察せよ○心術感情を誤解せり○等しくマイナル中の口癖も
馬鹿氣たり○日本に法律の存するや疑はし○國とし云ふべき國の法律○破産法○亞非利加に退くこそよ
けれ○裁判官は經驗に富めり○治外法權の非理○一箇人の場合○貴殿の否や應に係らず○本氣の沙汰
を思ふ者あらんや○破産聖諭○欠點を知れり○國民たるものも名譽なるや○毛織ひ○正義と同等○希望

○第十、

英京に日英條約改正を疾呼して、
之を當國朝野の諸名士に質す。

古事記を英譯す○エドワード、マイロル○「日英條約改正論」○現行條約訂結の歴史及其改正の成行○條
約文案の起草者マウンセント、ハルリス○英佛二國○ハルリスの機嫌○日本は東洋の義俠國なり○關稅
の變更○第一變○第二變○第三變○第四變○改正の舉○新律綱領○特命全權大使○改正案一○四兩の亂
○改正の舉一層困難と爲る○パークス回状を送る○法權恢復に望を断つ○改正案二○一雜事○守島外務
○馬場が條約論を著すは此時なり○日英條約改正論の要旨○全國民の不平の聲を聞く○日英條約第五
條○領事裁判の不公平○日本人にのみ適用ならんや○日本商人に一打撃を加ふるものなり○各國法律を

制定するの事情ト、ちらず○海岸に開港を立つるや香や美國並に從ふべし○國家唯一の權利○「島津日
本に御座れよ」とは言はず○遊歩規定○曠と動越と英人の食慾○關稅問題○税關は關稅其物の一部分な
り○英國の商業政策○日本の進歩○現政府の政治家○愛國心○支那問題、朝鮮問題○英國が其名聲に報
ゆるの道○階級と云ふも階級にあらす○同等の新條約を訂結せよ○パークスの固執頑陋を叱責す○外交
論○三回巴里に遊ぶ○獨眼龍漸く時を得んとす○具兵政界を退く○備侯の人物及野心○魯士服爭○具兵
陳起す○兩黨の争○江山大歐の雄姿○歸朝す

○第十一、

十年素養の學殖を以てして、
祖國の荒原を開拓せんとす。

大に祖國の荒原を開拓せんと欲す○余所の芝居を傍觀せしに過ぎず○日本の政界は寂寞の感ありしなら
ん○擬馬の脚と爲るか、草履取と爲るか、抑亦由良之助を演ずるか○内に老親幼弟窮苦を告げ、外に志
望の遂げざる可らざるものあり○自由民權の大運動○朝に在りては大久保、野に在りては板垣○後進政
治家○山縣伯末松に與ふる書○共存同業○同業の主旨○演題五十に及ぶ○箱根に遊ぶ○關左を見伯圖を
聞く○「金は女房を買つた金」○深夜睡る能はざるの悪癖○「三十登壇衆所尊」○國友會○怨惡論○山形縣

○第十二、自由黨組織の大会に、

百二十七頁

撰られて副議長と爲る。

自由民権論の木鐸○自由黨の萌芽○北海道拓使官有物拂下問題○民間の光景○佛國自由主義○新當座大演説會○自由黨起る○薩長政府に反対す○副議長と爲る○板垣志を述ぶ○馬場等反対す○兩虎戦へば共に生け離し○立憲改進黨起る○自由新聞の幹事と爲る○朝野新聞の名譽社員と爲る○自由新聞社々員費○自由黨の勢如○政府は思ふ所あるが如し

○第十三、聯合はずして脱黨し同志を糾合して獨立黨を組織す。

百三十七頁

板垣總理外遊を企つ○馬場等其非を切論す○板垣意を決し書を馬場に送る○當時流言あり○探偵書○板垣、總理を辭するの旨○一方は名望を以て、他方は學識を以て世に立つものなり○金魚と鮪に似たり○暫らく一致せし所以○自由新聞社員解除の手續○三圓以下の原稿料○板垣洋行す○自由黨を脱す○獨立黨○政治家の動機を究むす○曾國日産進歩○年來の進歩○會食○人権論○天賦人權論○陸路禁止の令

費下る○政治運動に於ける陸路の第二回○板垣歸朝す○自由黨解散す○議院の議を解かる○補綴に違ふ○明治義塾を創す○訴訟鑑定所の主旨○獨演説○「雄辨法」を出版す○英文自傳を草す○牛生の苦心容易ならず○一珍事出来せんすとす

○第十四、竟に奇禍を買ふて身命危く、快乎志を齊して異邦に去る。

百六十二頁

花は狂雨に揺られ、月は行雲に掩はる○入獄の奇禍○政治運動中陸路の第三回○公判開廷○辯護人○檢察官意見を陳ぶ○増島辯護の請願○檢察官の答○判官と辯護人の押問答○馬場口を開く○第二回の公判○傍聽人ヒシヒシ詰掛来る○都下の浮言○第三回の公判○判事と馬場の押問答○急所に突入らんとす○的を外る○檢察官の究問○馬場の明答○辯論に移る○注文○爆發物取締規則第六條○無罪放免○宣言文○都下の諸新聞の評○獄中に病む六句○體量○意外の御心配成され候なり○七日日記○八日日記○天乎將た命乎○「増頭縣親君深恩、大海風濤欲捲舟」○米國に去る

○第十五、發憤壇に登りて奇狂を演出し、名聲漸く揚りて國政を泣訴す。

百八十五頁

太平洋上の日記○牡丹の衝○藤澤生先の返書○自由の郷○君が持論○「日本古代の武器」○胸算外○其苦心經營一週にあらず○日本は世界の片田舎なりけり○「日本監獄論」○其一緒論○其二監獄○其三監房○其四監審問べ及衣服○其五食料○其六監獄病院○其七政治上の犯罪者○其八結論○日本馬場辰猪○徐ろに政治に論及せんす○人を爵せんより美を改むるに如かず○「日本人」○「日本の政治」○日本政府の憤激○末廣の手紙○日本政府攻撃益々猛烈○「日本政治上の得失」○メザスカキハ○寧ろ日本人民と交際を開け○日本政府の下に衣食したることなし○内治派、外征派の衝突○敢爲冒險の夫と、細心遠慮なる妻○政府に一定の方針なし○集會條例解釋法の不正○「巡査が三正居る」○「死んで仕舞ふ」、巡査になるが」○日本巡査の卑怯なる一例○日本新聞紙の署名人○板垣を評す○日本政府條約改正の専断○顧殺不破の性格○日本の少壯官吏亦頼むに足らず○伊藤の人物を評す○十中九迄現内閣の更代に投票すべし○要求○歸へて曰く○辰猪の愚○前後不揃、疑はしき限り○胸を拍つて云ふ○自ら光風霽月なり○山萬里○男子の志業成り難し

○第十六、

一日病に罹りて異邦に恨死す、
俯仰此事爾後正さに十星霜、

文 懸河の弁、自在の筆○賈府に客死す○書置○當時米國の情況○八周年祭○藤澤先生の追弔詞○著者の祭

附錄 逸話雑談

其一トロロの爲に組打をさぐる○其二宴席退去を命せらる○其三さらば殺せイザ殺さん○其四華族息男業を禁固す○其五家内の餘樂は未だ敢て望まず○其六獨りに眠なき馬場辰猪を捕へ去ることヨロ出来ま

馬場辰猪年譜

ト○其七萬壽に通ず○其八通徳學會の記念祭

馬場辰猪

安永 梧郎 著

第一 我邦人馬場辰猪を知らず

米國、西費府ウイロランドに一基の墓碑あり、方尖形にして高さ大凡そ七八尺題して「大日本馬場辰猪之墓」といふ、孤墳兀立して鬱林陰を爲し、萬籟寂として、半夜鬼火青く飛んで、父母の園に向はんとす、遺はこれ、極東の志士馬場辰猪が英靈の倚安する所なり。

馬場辰猪は一箇の書生なり、其生涯を通じて書生生活なり、十五の年に故山を辭してより三十九歳にして異邦の鬼と化するの時まで二十餘年が間、四方に師を求めて拮据已まず、一朝維新の好機に際會して英國

東京の志士書生々活

今の政客
其面目
行動を異
にする

大學者
爲りしな
氣象者

人物は
志傳
は誇る
に足る

士
成男子
須先

天品の
粹は剛
正の字

死すべ
き心を
抱き捨
てる

に留學すること前後二回文明の中心に入り學藝の叢園に遊び業成りて歸來頻りに政海に馳驅せしと雖今の所謂政客なるものと其面目行動の自ら異なるものあるを見る後又去つて米國に赴き口に筆に父母の國政を訴へ滿腹の經綸を説くや彼の邦人をして一書生の雄辯に耳を傾けしめ其言論の甚だ侮り易からざるを思はしむ若し辰猪をして斷然政治の舞台より退かしめ優遊加餐して六七十年の長壽に終へしめば思ふに必一代を睥睨するの大學者と爲り得しならん轉んでも唯は起きぬと云ふ氣象者なりければ設令彼の爆發物買入注文嫌疑の爲に不幸十年入獄の冤罪を蒙るも生命だに全ふし居らば其身は鐵窓の下に繋かれながらも何事なりと大成の功を遂げたらんに唯二豎斯人を憐まして不歸の客たらしめしは洵に惜むべきの至りと謂ふべし既に書生の生涯たり未だ曾て官海に棹して虛名を賣り蓬萊宮裡に安

臥して歲月を徒消するの逸なかりき何ぞ死後爵祿の其家に傳ふべく位勳の俗世界に誇るべきもの莫きを怪まんや但天品の人物は百世に傳ふべく生前の志操は士人の誇るべき所のものあるのみ

尾藤二洲が曾て其塾生を戒むるの辭に曰く君曹欲爲士須先成男子男子貴剛正陽道斯爲爾何乃今世人一與兒女似華々務言貌不務却爲庸男子有當行可耻豈在此須去妾婦態遠會剛正字頁馬不在毛爲士在其志と辰猪が天品の粹は剛正の二字に在り而して畢生の經營と魁奇の言動は之を解説し得て餘りあり君常に人に語つて曰く我邦人は概ね眼前華美の名を愛して忍耐不撓の氣象に乏しく君主の馬前に討死するが如き封建の遺風を以て男子の面目と爲し垢を含み辱を忍びて他日回天の偉功を奏するの遠路なきは甚だ歎すべきの至りにして夫れ生は難し死は易し死すべき決心を抱きて敢て容易に生を捨てず千難を

一生の心

薩長を以て一敵國を亡ぶの思あらし

無名氏あり

墓碑の競進會

犯し萬難を排して自家の確信する主義を貫徹すること眞箇男子の事なるべけれど抑も君が一生の心事は唯我日本の弊害を掃蕩し外邦の凌辱を洗滌し一身の毀譽榮辱を度外に措いて誓つて邦家を獨立富強の文明國と爲さんとするの外復た餘念なく心密かに伊國の豪俊マツニを期したるもの如し。

果せるかな一朝辰猪が米國に客死すとの報我邦に達するや薩長をして當時一敵國を亡ぶの思あらしめたりといふ。

族人相集まり知友來り吊ひ遺髪を修めて谷中天王寺に葬り假りに一箇の木標を建つ爾後風雨六春秋にして無名氏あり高さ二尺許の根生川石に馬場辰猪之墓の六字を彫み之を彼の木標の傍に致せり。

不可思議なるは都下の埋葬場なる哉此處には恰墓碑の競進會を見るが如く大小墓碑の數々所狭く立並ふ其中に生前官邊に縁故ありし人

白楊蕭疎の感

邦人馬場を知らず

々の墓表の高大なるに引換へ民間有志者の墓碑の如きは多くは片石斷木の粗末なるが上に掃除も行届かすして雜草茫茫と生ひ茂れりされば態々花を手にして志士の孤墳に對するときは心密かに白楊蕭疎の感に堪へざるものあり察するに今此無名氏も殊更君が生前の高風を追懷するに付けては憤慨の餘り責めてもの心遣りに瀟腔の至情を此一小碑に托して民間の一志士を吊ふどの志なるべし。知るべし其天品の人物と生前の志操とは區々たる爵祿位勳を償ふて餘りあるをさりながら今日馬場辰猪なるものは海外に知らるゝこと多くして我邦人の之を知るものは却つて稀なり設令其名を聞知るも其人物志操を知るものに至ては殆ど無し是廿一歳以后海外に在ること長くして本國に居ること短かりしにも由るべしと雖ソモソモ斯る人物を表彰せずして生前の志操を埋没せしむるは心あるもの忍び

後進書生の任なり

丈夫回天の志

緑波の上
表の白雲の裏

難き所に於て此を江湖に紹介するは自ら後進書生の任なるべしと深く自ら信じて發憤稿を起し又秃筆の恥づべきを知らざるなり。丈夫回天の志を懐いて四方に流寓し蒼波を踏破して一世に雄視せんと欲す骨を埋むるの青山は到處に翠なりと云ふと雖中道にして世を辭するの客と爲るに至ては豈畢生の恨事ならずとせんや辰猪の死の如きは則此なり彼我地を異にし東西山河を同うせず英靈果して何れの邊に逍遙するや緑波の上か白雲の表か北茫原頭新碑を見る費府郊外悲風浙瀝たり。



第二 系統頗る由來する所あり

祖先のオモカゲに兒孫の上

一階の第一の素地に登る

系統頗る由來あり

馬場氏房

名門右族必しも名士を出だすと云ふにあらざれども祖先のオモカゲは隠微の裡に其踪跡を見孫の上に留め加之見孫たるものもイツシカ祖先の事歴に風化せられて或は之が爲に平然不義の横道に踏入るもあれば或は慨然奮起を改めて男子の壮志を樹立するもあり若くは天品特得の少年が老翁長夜の夢物語に幼心を鎔陶せられて他年一日崐崙の第一峯に登るの素地を此時燈下に養ひ成すもありて往々にして名士の出を名門右族に見るは珍らしからず辰猪の如きは其家必しも名門右族を以て稱すべきに非ずと雖其系統や頗る由來する所あるなり馬場家の祖先は遠く元龜天正の際に溯つて武田の功臣馬場美濃守氏房より出づ當時氏房信州菊川の城主たり信玄死して其子勝頼繼ぐ

や勝頼斗臂の才を以て氏房等の忠言を容れず、後氏房は終に長篠の戦に討死し勝頼も亦天目山に哀れなる最後を遂げしり。氏房の子に氏勝あり武田氏既に亡ぶ領所を去らざる可らず去るに臨み箱丸の劍及古法眼が「牧童牛に跨りて笛を吹奏する」の畫を携へて遠く土佐に逃れ其國守香曾我部親泰の家に匿る此二品は家寶として今尚ほ馬場家に大切に保存せり馬場家が累代美術思想に富める人々を出だすや甚だ因縁ありと謂ふべしサテ又氏勝は當時戦術の最も進歩せしといふ甲州より落ち來りしことゝて軍議を助けて大に香曾我部に用ゐられ一躍重臣と其位を同するに至れり長曾我部が香曾我部を滅ぼして之に代るや氏勝尚ほ歴仕せしと雖徳川氏土佐全國を其臣山内に賜ひ長曾我部亡ぶるに及んで馬場家も亦遂に零落して久しく常民に列せり。

後馬場次衛門なるものに至り家計頗る窮し藩主山内に請ふて其祿を喰みけるが其子辰之助大志あり天資發明なりければ京都に赴き書法を持明院宰相に學ひ日夜精勵の効果空しからずして筆跡屢々宮中に入る時正さに徳川氏覇業大定後の事とて海内事なく人心穩かにして辰之助の書風大に時好に投じ一梯(又は雲山)の雅名廣く世上に持囃さるれば藝藩より直ちに一梯を招き祿五百石を賜ふ土藩の之を聞くや快しとせざれどもサレバとて自領に延きて之を優待するも好まざ已むなく土藩にては三人扶持を賜ふて士格に列せしむることゝ爲れり一梯兼て財政の道に長じ大に家産を増し后遂に二百石を賜はるに至れり。本來土佐は勤王主義の國柄なれば山内氏入國して其人民は徳川幕臣の治下に立たせられんとするや忽ち民情と政權の衝突を引起こして

土着の人民は勤王黨と變じ山内の附區は佐幕黨と爲り自然政治上社會上に輕格士格なる二階級を形造り各双方に立分れて互ひに睨み合ひ往々一揆を起し私闘を構ふることをさへあれば之が爲施政上山内氏の困難は一方ならず見えにけり。

甲州より落ち來りたる馬場家は山内入國以前より此地に永住しけるもの故土着の輕格より昇つて士格に列したるものなるべし一梯より四代目を源馬と云ふ剛氣にして才藻拔群十七歳の時藩命により軍事上に關する意見を奉りてより一身を公事に投じ三十五歳にして勘定奉行と爲り嘉永六年米糧浦賀に來りてよりは土藩頼りに其邊海の防備を固めんと欲し盛んに大砲を鑄造す源馬乃ち大砲掛りを命せらる後又御納戸調べ役小目付等と爲り其間貶賞進退極りなく六十七にして没す此翁性來美術思想に富みて書畫共に之を能くし兼て又弓矢及

甲冑製工技に妙を得たり。辰猪は則此翁の第二孫なり天品特得の少年は幼き頃より翁の膝に上りて長閑なる春の日の物語に華々しき祖先の武功談を喜び積む雪深き冬の夜の爐邊の短話に翁自家の多年嘗め盡したる實歴談を樂みては幼心にも且憤り且勵み後日成人の曉に志操の殊に他に勝るものありしは蓋此翁口ヅカラの多趣なる家訓に因せるなるべし。家嚴來八氏本年七十五の高齡にして靜重沈黙老躰益壯んにして弓術に妙を得書畫彫刻を樂んで東京に餘年を送り給ふ母堂葛目氏快活にして善く語り給ふ本年六十八辰猪を生み給ひしは正さに二十一歳の時なり辰猪兄弟姉妹總べて五人兄を源八郎と云ふ弟の菊衛生れ得ての畫家なりしが二人共に早く世を去り今は唯一人の弟勝彌氏と令妹一人健在し給ふのみ。

辰猪は土佐人なり

嘉永三年五月十五日に生まるる物騒なる時節なり

第三 嬰兒の魂

馬場辰猪は土佐の人なり、土佐の地勢たるや、北には雄峯竝立し、南は太平洋に臨みて一望涯なく、萬波巖を嚙んで白雪を散ずるの偉觀あれば、此山海の風光は衆多の好人物を生みて、自由の説も此に發し、航海の術も此に進められたり、岩崎海上王も坂本龍馬も板垣自由伯も亦此地に産せるなり、然り而して馬場辰猪は我國民が未だ浦賀の砲聲に駭かされず、外船漸く邊海に出没して民間先憂の士が方々に警備の必要を唱へ、初めたる頃嘉永三年五月十五日を以て高知市中島町に生まるる、かれは此年は又高野長英が夢物語を著はして攘夷の令必ず國家を害するを切論し、爲に入獄の奇禍を得たるが如き世間の風色いとも物騒なる折柄なり、又廣く世界列國を見渡せば正さに十九世紀の上平末にし

備侯始めて進出する時
グイアタ
ファイルモ

眉目秀で鼻筋通る

て、歐洲にては英の備侯がロイド、ヴォンラッセル内閣に對し農利保護の説を主唱して攻撃已まず、ラッセル内閣敗れてロイド、デルビー之に代はり次いで備侯が始めて内閣に入るの時なり、佛國に於てはナポレオン第三世、傑猪の資を以て漸く民望を博し權勢を逞うしてグイアタ（一掃の策）を振ひ、將さに七百五十萬枚の投票を得て大統領より一躍帝位に登り帝政府を建立せんとし、米國にてはミラード、ファイルモール大統領たり、辰猪顔貌秀麗にして父に酷似す、若し世間小説家の口調を假りて之を評せば、眉目秀で鼻筋通り、英姿神采凜乎として、犯し難きの風ありども、形容すへきか、辯舌の爽かなること秋水の閃くにも似たりしは蓋母堂に受くる所多かるべく、母堂の感化は啻に辯舌の一事に止まらずして爾餘の事柄にも及ぼす所至大なりしなるべしとは、實際母堂に接する

もの、首肯する所ならん。
 辰猪垂髫の頃より氣象尤熾んにして事に當りて苟も屈することを知らざりしは先天の特質なれば家人も其腕白を持餘せしとぞ六七歳の頃より常に其兄に喧嘩を買へり兄なる人(源八郎)は至つて穩當の生れ付なりければ何事も爲すが儘に爲させ置きけりされば辰猪は身に餘る氣象に任せて間々諍もなきに刀背を擬して兄に打つて掛かることさへありされど日頃家訓の行届ける故にや今一刹那と云處にて自ら兄に手向ふの非を悟り如何にも残念の眸にて遽かに大聲を上げ泣き叫びては烈火の如くに狂り狂ふて無暗に兄の玩具を打破りけり畢竟是強ひて自ら慰むるの法なりしなるべしさりながら近隣の小供等兄の弱みに付込みてイヂメ呉れんなどとすれば其れこそ龍鱗忽ち逆立ちて直ちに兄に味方し奮然自ら代つて其衝に當るの常なりしといふ

或日近隣の老嫗より家鴨の子數羽を買ひ來り之を掌に載せ懐ろに入れて愛玩措かず雖がて晝頃となりければ家人辰猪に晝飯を勸むれど辰猪は一言の返辭だも爲さず唯家鴨の子が可愛さの一念に心奪はれて見えしかば再三再四呼び招き漸くにして膳部に向はせけるに食事の間辰猪が態々家鴨の子の爲に見張を頼みし番人の不注意にて悲しや家鴨の一羽は何くへか影を隠せり之を見る辰猪の怒りは又格別今にも見張番に取つて掛らん權幕は小供心の一筋に思ひ込みたる風情なれば番人も如何はせんと躊躇ふ中側らなる石垣のスキマより可愛き聲して二聲三聲聞えければソレ其處に其石垣の内に逃げ込み居けるよと辰猪も番人も思はず一時に聲を洩し今迄打濕りたる此場の陰雲も打とけて辰猪は自ら積み固めたる石垣の石を上層より取壊し、番人亦手傳つて先は目出度家鴨を取出来しけるとぞ。

人斬り刀
仕末が恐
る

時としては又密かに祖父の長刀を持出たし抜けば玉散る三尺を掲げ
驅けに驅けては主人の悪口造言せりどて下男下女を這ひ廻ることも
ありけり家人其危さに堪へず如何ぞして其長刀を奪ひ返さんどて辰
猪を欺し賺かせども中々に聽容るべくもあらず依つて短刀に代へし
むれば人斬り刀が短くて仕末が恐るゝなど、柄にも似ぬ不平を訴
へけり眞實人を斬る積りなりしならん家殿乃ち長身なれども赤錆の
生じたる刀を授く辰猪果して如何するや捨つるか取るかと打眺むれ
ば彼喜んで之を拜受し拜受して急ぎ輕足に庭園に飛下り石に擬して
ギシ／＼研磨したりと云ふ斯の如く嬰兒の魂は成人の後の氣風を豫
告して已まざるなり讀者は斯かる嬰兒の魂をば今にも成人せる男子
五尺の木骨強肉の影に認め得べし。

第四 腕白小僧字を知らず

書を讀ま
す

緞の柄を
腰に横ふ

降參はせ

斯かる間に年月を経て心身共に自由に發達を遂ぐれども曾て文字を
習ひ書を讀まんどもせず唯腕白のみ次第に募り行けり齡正さに八九
歳の比なりけん祖父源馬辰猪が餘りの腕白に困じ果て堅く辰猪に帶
刀を禁ずるの嚴命を下せり辰猪マカラズ一挺の鍔の柄を搜し來り探
つて之を腰間に横ふ母堂之を見隠敷に辰猪を説いて速かに前非を祖
父に謝すべきを以てす辰猪固より肯んせずして曰ふ帶刀を取上げし
ものは主人藩主の意にあらざして源馬のみ源馬のお祖父僕に於て何
かあらんや斯く僕に鍔の柄を帯びしむるはソモ源馬の恥辱にこそ僕
の方から降參はせぬよと強情張れり
去れば辰猪の如きは武士の家に生るゝは生れながら今迄は字一字知

美少年曾
蒙て辱めを
蒙らす

十三歳に
「いろは」
を習ふ

ら、凶悪者、到底、村童、一類の外なかりけり、されど其神采の凛乎として、
顔貌の秀麗なるに由り、近郷の壯士等之を見て、誘はんとするもの多く、
毎日の如く門前に集ひ來りて辰猪を呼ぶの常なりしかば、尋常の少年
ならんには、恐れて戸内に退縮すること、其常なるべきに、辰猪は然らず、
其無禮を憤はり呼べば、則應と答へて立ち上り、直ちに刀を提げて門外
に躍り出て、曾て驀面を傷けたることなかりしとぞ、されど藩の規則と
して、美少年の辱めを蒙り又は刃傷に及ぶ様の事ありては、之を家長の
不取締として一家を擧げて國外に放逐するの定めなりしかば、馬場家
にては辰猪の爲に一日も安き思ひは無かりしといふ。
辰猪長じて十三歳と爲れり、此歳の冬或夜、いろはを母に教はりたるを、
抑辰猪が文字なるものを知るの初なり、故に十五の年に叔父に随つて
大坂に上りし折、母に送りし手紙の如きは一字残らず、いろはもて認め

人生字を
知るは有
患の初

お面お小
手

ありしといふ若し、人生字を知るは、有患の初と云へると果して眞なら
んには、辰猪、今後の經歷は、則其實例を示すものにして、此よりして、追々
素行改まり行き腕白小僧ナカナカ以て腕白ならず、後袂を拂つて故山
を辭し笈を負ふて四方に志しアラユル人生の辛酸艱苦を嘗め盡せり
さりながら十四歳の頃藩校知道館に通ひし時迄は、尙ほ終日本刀を手
にして、面お小手の掛聲にのみ勇み躍るゝを一日の業務とせり、熱心
なるが故に一本今一本と續けに續けて倦み疲るゝを知らず、后には劍
師も劍友も俱に辰猪の相手と爲るを嫌ふに至れり、知道館の教科は唯
漢籍二三の書と武術のみなりけり。



第五 始めて郷を出で、大坂に上り

次で藩費江戸留學を命ぜらる

始めて郷を出で大坂に向ふ

井伊直弼

辰猪年十五にして始めて郷を出で叔父氏連に随つて大阪に向ふ時正
さに元治元年八月にして米糧浦賀に來りてより既に拾二年敏腕敢當
の大政治家井伊直弼は、一度攘夷論の大火中に身を投じて米英佛露の
諸國と假條約を訂結するや、櫻田門外は己が血跟櫻を染成すの斷頭場
と爲り、天下は見る／＼討幕黨と化して幕府の所措に反抗し、幕府は杖
柱とも頼むべき大頭を失して周章狼狽爲す所を知らざるの際に、長州
の永井雅樂等稱世の才畧を以て朝廷と幕府の間に周旋し、開鎖の議論
をサシオキて先づ皇武合夥論を唱道せしも、此時に當りてや薩に西郷
あり、長に福原あり土佐に武市ありて討幕黨の鋭鋒敵し難く、三藩同盟

三藩同盟

容保の體を盃にせん

關船

はオサ／＼天下を睥睨せり、既にして長人の陰謀露はれて三藩同盟に
狂ひを生じ、討幕黨の勢力少しく傾かんとするを見るや即ち皇武合夥
論再發し、此機に投じて一旦皇武合夥の實成り、一勝一敗一得一失遂に
又之が爲に所在討幕黨の爆裂を來たし、今や長州の福原、久坂、國司の徒
君側を清むるを名とし、兵を師みて京師に討入り、發憤會津を破らんと
せしも、薩兵の横さまに會兵を支ふるに遭ひ、遺恨千秋蹉跌を喰ひ、極天
の仇敵松平容保の調體を獲て盃に爲さんと夢想せし福原、久坂、國司等
前後此に没し、百餘の義士怨を九泉に賣らし去れり、之れ即京都蛤御門
の戰にして、サテ又一行は關船土藩の軍用船を云ふに乗り浦戸を出づ、
關船とは云ふもの、當時の事とて其構造固より風波に堪ふべくもあ
らざれば、土佐沖に出てゝも常に海岸に寄沿ひ天氣を卜し、一日航して
は泊まりに入り二日漕行きては港に寄せ、由良海峽風涼やかに大坂灣

開藩

知道館

江戸留學
を命ぜらる

に入り、四十日目に漸く安治川に着し、一行は此に上陸して今宮の小寺に宿せり、當時辰猪の兄源八郎住吉の陣營に在り直ちに一行に逢はんとて來れり、辰猪市街の見物を樂みて毎日彼方此方を逍遙し、當時政治の中心なる京都の紛擾に乗じて、市中を亂暴する諸國浪人等が狼藉の體を見るに付けても、風采の大に己が藩に異なれるを怪みけり、間もなく阿彌陀が池に移り菊源に宿し、居ること三ヶ月別に修學の事もなくして歸藩す。

故山に歸るや二タヒ藩校知道館に入りて漢學と劍術の稽古に全力を籠め、烏兎匆々一年を双親の膝下に経過す、翌くる慶應二年辰猪機關學修業の爲藩費を以て江戸留學を命ぜらる、是畢竟土佐にては地勢上殊更海軍の必要を感じ、之が關機手を要すること極めて切なりしが爲江戸留學生派遣の舉に及びしなり、されば此年藩主山内侯が大政返上の

議を上る時にも

一 庶序學校を都會の地に設け長幼の序を分ち學術技藝を教導せざるべからず。

一 海陸軍備は一大主要とす軍局を京攝の間に鑄造し朝廷守護の兵とし世界に比類なき兵隊と爲さんことを要す。

と云へるを見ても、土藩が軍備及教育に熱心にして爾來費を惜まずして、盛んに此二者を奨勵するの實あるを知るべし、辰猪即留學に決し全年三月三日桃蕾漸く春風に綻ぶる頃、家族一同に暇乞し知友親戚にも別杯を汲み替はし、此頃土藩にて新に買入たる漁船に乗り叔父氏連其漁關手と爲り、同行の友百々と共に海路遙かに江戸をさして立出てけり、船中にて熱心機關の仕組を叔父に聽きしかども一も其理を解する能はざりき、今度の航海は汽船なれば心安しとて、一同大に打喜び三日

江戸をさ
つして立出

船洗ふ波の音

にして大阪に着し、此地に又三日間足を停めて名にし負ふ道頓堀の演劇など見物せしが、此時に當り同じく江戸に向ふ旅人一人、京都まで所用ありとて暫く道連れに爲れり。此に於て一行三人、三十石の川舟に乗り、淀川を溯り、二人の船頭棹歌に、波の敷を調べ添へて、勢ひ籠めつゝ漕上る。水鳥噪ぐ夕日影、往乎は尙も遙かなり、舷洗ふ波の音、楫を枕に一睡すれば、漸くにして水に映ずる星光の薄らぎて、曙光の苦を漏れ來れる。比には伏見に届きて朝飯を喫し、春は晩春日もイト暖かなれば、名物の扇子を買ふて行々涼を納れながら徒歩して京都に入り、此にて旅人に別れを告げ、又一日を此地に費して、名所を尋ね古跡を探り、翌朝二人は再度發足し、健歩悠悠々東海道に打向ふ。春も彌生なりければ、花も紅葉も無き里も、四方の山邊の八重葎、鰻鱈く空は日に増して、吹く風さへに暖かく、旅面白き頃なれば、二人は何れも長路の旅には慣れずして、其經驗

旅面白し

近江の湖

とては唯國に在る時、彌二郎喜太八によりて僅かに此邊の事情を探り、知れるのみなれど、昔に聞えし近江の湖や、粟津が原の旭將軍の迹を訪ね、なとして旅情寂しき中にも、心中の樂みは言はん方なく、足踏み鳴らして、瀬多の唐橋打渡れば、此時は日も早や、西山に暮かんとせしが、二人は尙も勇氣を鼓して、草津迄取急ぎ、此に一夜の宿をとりぬ。時しも幕府の権力次第に微かに成行きて、政權未だ全く朝廷に歸せざる中途、彷彿の折なれば、さなきだに無頼の徒多き東海道況して、諸國浪人の輩も此機に乗じて暴行を逞うし、途上に待伏せして、婦人や年少者と見る時は、害を加ふる別けて物騒なる時節柄なりければ、押れも習はぬ旅枕、旅寐の憂さを今ぞ知る、二人共に大小を枕にして、萬一に備へたる心の内こそ殊勝なれ。

政權彷彿せり

大小を枕に

行きては休み、休みては行きては休み

きけるに、山は翠りに花綻ひて露深く、水は白ふして禽鳥囀り、行人は馬上に睡り、農夫は畝に憩ひ、人の心の長閑くて山河の景色目差し行く方に變り行き思はず、旅路も掛取れば京都を立出で、より十一日にして、五十三驛夢も圓かに品川に睡り、明朝地圖を求めて發足し、鍛冶屋橋なる土藩の屋敷に尋ね行き、着京を報せり、自費生の百百が其進退の自由なるに引替へ、辰猪は藩費生の事故、着京を藩邸に報するや、三日ならずして學校選擇問題は迫り來れり。



第六 前後慶應義塾の學窓に苦學す

サテモ辰猪は笈を負ふて遙々江戸に來りたれども、狭からぬ八百八町中之なればと思ふ、學校もなく、横濱に行かんかなど案じ迷ふ中、ツクザク思ふ様、横濱に至ればとて、海軍の校舎はなし、矢張江戸に留つて修學するとせん、されば江戸には幕府の開成所はあれども、之れとて教科も整はず、且入學の道極めて困難なれば、何は兎もあれ、先づ外國語を專修するに如かすと、叔父も亦切に原書研究の必要を説いて已まざる折柄、恰好し福澤先生、鐵洲の奥平邸にて、英語を教へ給ふと聞き、喜び勇みて一日、邸門に到り、門番に就きて、英學教授の事を問へど、一向に分らず、諸はと訝かる其内に心付きて、然らば蘭學所とは、當邸内に在らずやと言ひて始めて分明せり、當時の蘭學所こそ、則今の慶應義塾の發端なれ、

奥に入りて、舎長小幡氏に面せり、固より當時の事として今日の如き校舎の設けあるなく御屋敷の住家其儘にて、侍士部屋を以て食堂及講義室に充て、東に面する側は二階の上下俱に福澤先生及其家族方の私室にして八九疊の室二間と其外に二三の小室あるのみにて、生徒は此に寐起しけり、暫時ありて辰猪先生に紹介せらる、先生時に三十血氣の壯年にして、樓下の小室にて洋書を繙き居たり、先生顧みて筆を問ふ答へて云く十七歳先生云く勉強するには今カラダと禮を施して引退き辰猪即入學す、初に開成學校出版ノ木の葉文典とて木の葉の如き片々たる一冊の英文典を學び、次ぎに博物地理書等を讀み歴史政治書の如きは各々手寫して講讀に供せり、固より先生の外定まりたる講師とてもあるなく、萬事に不便なること、到處今日の學生諸君が想像の及ばぬ程にて、往々水のみ多くして米少き朝を饑りながらに西洋文明の學を消化

今カラダ
木ノ葉文典

粥の通り

陰謀學
を差しのぞけり

し、同窓は曾々、鐵腸不屈の健兒にて、三度に一度は其粥の通り炊きこぞすれ、夜は破れ机を積みて疊の上に二層樓を構へ、其上下に重なり合ふて寐こそすれ、其心事は天晴末頼母しき士君子にして、期する所は一枚の卒業證書ならで治國平天下なり、辰猪小幡舎長に博物地理等の書を學ひ爲に學力著しく進みしといふ、居ること一年餘にしてカッケンボス氏合衆國史を讀み得るに至る、此書は之より先き福澤先生が米國より購ひ歸りしものなりとぞ、斯く勉學に餘念なき折柄、端なくも一朶の陰雲慘愴として、學窓を差しのぞき、辰猪が進路の曙光を掩はんとするものあり。

此時江戸表には様々の流言あり、曰く朝廷幕府を廢せんとするの意あり、曰く關東に代つて幕府たらんものは薩州なりと、今や維新革命の運命も愈々切迫し、八百八町浪士を見ざるの地なく、諸國浮浪の徒薩人を

天下變亂の兆

歸國に決す

人馬狼藉

推して巨魁と爲し、間々白刃を閃かして、晝間市井に強盜を働き、甚しきは隊伍を組み馬を驅つて、幕府の金庫に亂入せしものさへあり。天下變亂の兆歷々として顯はれ來れり。江戸市中の騷擾此の如くなりければ、辰猪乃一旦歸國に決し、鳥が鳴く吾妻の都を後にして飄然として京都に出立す。是時運の然らしむる所なりとはいへ、辰猪の失意想ふべきなり。今や一旦政權を奉還したる徳川慶喜が朝廷の處分に不平を抱き、君側の座を掃ふと稱して、會桑二藩及手配の驍騎を帥み、踴躍京師に向ふの途上計らずも薩長の成兵と衝突して、人馬狼藉、黒煙天に漲り、伏見鳥羽の兩街道は忽ちにして修羅の巷と變じけり。されば辰猪の京都に着するや、戦争後の事として警戒頗る嚴重にして、身元職業を究問すること頗りなり。京都に滞在すること三週間、兎角途中

長崎留學

何をか家庭の慶事ならざる

夕顔丸

フルベッキ氏長崎に在り

に暇とれて翌明治元年二月辛ふじて土佐に歸る。故國に起臥すると僅か六旬にして、全年四月再度藩に請ふて長崎留學に決定す。昨(十六日)は慈父會津戦争に出陣せんとて別杯を命じ給ひ、今(十七日)は又其愛子修學の爲にとて郷門を發す。慈父は陰雲を拂はんが爲、愛子は文化を布かんが爲なるべし。何をか家庭の慶事と云ふ可かららん。即ち曾て同郷の偉男子坂本龍馬が大政返上の時に際し、大策を決して英銃若干を積み運りたる漁船夕顔丸に乗り、彼地向ふ。偶々耶蘇宣教師フルベッキ氏 (Rev. G. E. Verboek, D. D.) 長崎に在り、氏は語學の大家に於て和蘭の人なり。蘭語は固より英佛獨等の諸國語に精通し、特に氏の日本語を弄するは長崎訛にて巧妙驚く許りなり。米國派遣の宣教師として、井伊大老が殺されし年に日本に來れり。長崎に在りて英學を教授すること九年、明治二年此地を去つて東京に上り開成所の教授と

儂輩遊里
に誘はんとす

志は切な
れども錢
なし

岩崎に隨
行す

爲り數年前より芝白金明治學院に神學を教授せり、大隈、大木、伊藤、井上
の諸氏及故岩倉、大久保、江藤(新平)、横井(小楠)等の諸氏は智氏の交友又は
門下生なりと云ふ。
着后辰猪同氏に就て日夜史書を研究し、登雪又頗る力む、儂輩の來りて
遊里に誘はんとする者あれば、辰猪憤然として之を斥け、言論往々過激
に及ぶものあるも顧みず、一意専心功を積んで學力又大に進み、儂輩を
教授する程に至りしも、居ること九月にして、到底此地の浮華にして、儂
學に適せざるを知るや、又去つて東京に遊はんとするの志切なり。
志は切なれども錢なきを如何、兎角する内、幸運は來れり、此時に當り岩
崎彌太郎藩命を奉じて當地に在り、頻りに通商交易の事を經營す、既に
して岩崎上坂を企つると聞き就て隨行を請ふ、岩崎旨を聞いて諾し、其
翌二年正月同地を發し、米船に搭じ故郷へは立寄らず、海上杳かに土州

洋書も着
物も何の
せん

慶應義塾

蒲團の上
に寐ねす

の空を見回はしつゝ、三日目に二人慧なく神戸に上陸す、辰猪大坂に止
まること數日、偕此迄は屆きしもの、東上せんには尙此後の旅費を工
夫せざる可らず、工夫とても身に纏ふ品物を賣るの外には一策なしと
考案一決すれば、洋書も着物も何かせん、一切所持品を賣盡して、些少の
旅費を整へ、いと身輕に此地を出て、一笠一杖、富岳の南を廻ぐり、短袴、狐
裘、霜雪を冒し、飄乎として東京に着し、數日間、鍛冶屋橋の藩邸に留れり、
着后勿々再び福澤の塾に入れり、此時塾は既に芝新錢座に移りて、生
徒の數も二百に餘り、其名も慶應義塾と改まりて、學風の進歩頗る見る
へきものあり、ウエーランドの經濟學や道義學を研究す、辰猪の勉學昔
に變らず、晝は固より夜は終夜、机前に兀坐し、睡氣催ふし來れば、机上に
首を展べて一睡を買ひ、醒はれば則又讀む、斯くすること春夏秋冬未だ
曾て蒲團の上に寐ねしことなく、花の晨も雪の夜も、懈惰の色だになか

壯心勃々
霸氣縱橫

りしかば學事の進歩著しく將さに先進を凌駕せんとす。
翻つて國內の形勢を觀れば今や我日本は維新の革命正さに成つて、文
明の春風吹き立ち初め、諸方の人心も引立ちて前途進運の兆さへ著は
れ、新舞台は愈々面白く成行けり、辰猪壯心勃々、霸氣縱橫、適々土藩にて
歐洲留學生を出すの舉あるを聞き即ち行いて其撰に預らんことを請
ふ、幸にして直ちに許されければ、將さに一躍天涯に雄飛して更に英京
の風月に其好胸間を新にせんぞす。



第七
英國に遊學して心密か
に代議政の美に感ず

出發前の
書信

辰猪出發に先だち故郷に送れる書信一あり

御狀着有拜見仕候先以暑氣に相成候得共益々御機嫌能奉存目出度
候、随つて私義彌息災に在勤勉學の意か仕候間思被遣度奉願候云々
御國に而は金札不自由に御座候由御不自由萬々奉察候然るに私義
も未だ出足之日限相定不申只毎日相待居申候此月廿日にけ參り候
様(出發の事ならん云々御國にて出來候得者金三十兩か四十兩か御
差立被遣間敷や如何にてや實只今は國は不自由の時申兼候得共當
地にて十五兩計借金も御坐候に付何卒御都合付き候得者御越被遣
度奉願候(下略恐惶謹言

御差立被
遣間敷や
如何にて

六月三日

三十一
辰猪

御父上様
御兄上様

辰猪の書信日本文にて認めしもの極めて少く、英文の巧妙なるに引換へ日本普通の文書にさへ習はざりしもの故、文中の意味少しく解し難き箇所も見ゆ、時に政府は莫大の金札を發行して明治元年正月迄は五圓五十錢なりし米價、當時は九圓五十錢に及べる程の不始末にて、政府命令の外之が價格の原因たるべきものなく純然たる不換紙幣なりければ、其價非常に低落して物價騰貴し、人民の困難一方ならず法令雨下して其價格を保たしめんとするも理勢は人力を以て左右すべきに非ず、民心は法令を以て動かすべきに非ず、我國財政紊亂尤甚しきの際なれば、御差立被選間敷や如何にてやと恐るゝ、送金を促したるも無理ならず、かくて今年七月二十一日眞邊戒作、國澤泉、松井正美、深尾某と共にバシフ、ツクメル號にて横濱を出づ、歐洲にては正さに佛國政府が獨逸に向つて開戦の宣告を爲せる第三日目なり、眞邊は前きに板垣に隨つて會津戦争に一方の隊長となりし程のものなれば、則眞邊をして此一行の長たらしむ、偶々英國人ラウダーなるもの歸國せんとする時なりしかば、一行の總督を此人に依頼せり、海上に廿四日を送りて米國桑港に着し、直ちに新府ニューポークに向つて出立す、瀛車は一行を乗せて東部に走りサルトレイキ、ナイアガラ等の諸市を経て一行は新府に着し、新府市井の大觀に勝を奪はれ、博物館の珍奇に一驚を喫し、數日の后英國に向ひ旬日にして倫敦に着す、英國は時に具氏内閣に長たり、宣教師、ダニエルなる人來りて、一行はラングレイなる煙火蕭條の一小村に連れ行かれ

ば、御差立被選間敷や如何にてやと恐るゝ、送金を促したるも無理ならず、かくて今年七月二十一日眞邊戒作、國澤泉、松井正美、深尾某と共にバシフ、ツクメル號にて横濱を出づ、歐洲にては正さに佛國政府が獨逸に向つて開戦の宣告を爲せる第三日目なり、眞邊は前きに板垣に隨つて會津戦争に一方の隊長となりし程のものなれば、則眞邊をして此一行の長たらしむ、偶々英國人ラウダーなるもの歸國せんとする時なりしかば、一行の總督を此人に依頼せり、海上に廿四日を送りて米國桑港に着し、直ちに新府ニューポークに向つて出立す、瀛車は一行を乗せて東部に走りサルトレイキ、ナイアガラ等の諸市を経て一行は新府に着し、新府市井の大觀に勝を奪はれ、博物館の珍奇に一驚を喫し、數日の后英國に向ひ旬日にして倫敦に着す、英國は時に具氏内閣に長たり、宣教師、ダニエルなる人來りて、一行はラングレイなる煙火蕭條の一小村に連れ行かれ

社會學協
會に出席
す
ホートン
公

ミス、ハ
リエット

熱心に英語を學べり、辰猪乃爾餘の人々を教ゆ半歳にして倫敦の西南
に當れるウイルシャ州の通商市ウチオールミンスターに移さる、辰猪學
尤も進み此地のグランマー、スクールに入り幾何地理歴史の諸科を學
ぶ、又半歳を経て一行は倫敦に至り各々志す所を學ぶ、辰猪倫敦ユニヴ
ーシティ、カレッジの理科に入れり。

偶々英國社會學協會の大會ノールウィッチに開かる、辰猪會頭ホートン
公の紹介する所と爲りて之に出席す、ホートン公は英の貴族にして且
著述家なり、ヴァーノン、ハアコー、改進黨政治家、サー、エドワード、ク
レイシー、ヘスチング、ロード、ナヒア、ブラッセル(國會議員)等、學士名士の
學説を聞き多くの新知人を得たり、ミス、ハリエット、マルチノ(Miss Hurri-
et Martineau)の如きも、其一人なり、ハリエットは女小説家にして、"House-
hold Education" "Liberty Bell" 等、警世の雜著あり、今は既に故人と爲れり。

テムプル
にて法學
を學ぶ

日本語
典

森氏の洋
語説を駁
す

明治六年と爲れば岩倉全權大使の一行、條約改正の希望を抱き英京に
來りしかば、改めて政府よりの留學生を命せられ法律學を研究するに
決す、辰猪テムプル(辯護士組合)の如きものにて法理を講究すると共に
訴訟實習を兼ねる所なりと云ふに入りて羅馬法及不動産法を修む、
此時學事の餘暇に日本語文典(Japanese Grammar)一冊を著はす、是其目的
とする所一は外人をして日本語の思想を得せしめ、一は森氏が日本之
教育(米國版)の序文に「日本語は到底支那語を待つに非れば其用を爲す
能はず、國家の法令の如きはトテモ日本語にて言明すべきにあらざ、故
に日本の普通教育には日本語に英語を代用すべし」と云へるを駁する
にあり、乃古今諸大家の學説を引來りて大に森氏の説の誤れるを辨せ
り、全部百ページ許の小冊子なれども、今より二十餘年前に日本人の手
に成れる日本語に關するの英文著書としては其文を遺るの自在なると、

ホートン
公の謝状

前書詞を説くの詳かなるを見更に著者が抱負の大なるを思はれ何人も一驚を喫するの外なかるべし即之を前きの當國社會學協會々頭ホートン公に献ず公其好意を嘉みし手書して謝状を贈れり

Dear Sir,

I have to return my best thanks for the beautiful present you have made me, and the honour you have done to my name in associating it with the great intellectual alliance of East and West. If at any time your travels bring you to Yorkshire I beg you will do me the pleasure of having me a visit.

I remain,

Yours sincerely and obliged,

Houghton.

卷首に掲ぐるもの即之なり。

千八百七十三年八月五日
ミル氏逝く

長歎を洩せり

一日當國稀代の碩學ミル氏逝く我邦人の政法に志あるものにして自由の理及經濟論を讀まざるものは無かるべく苟も自由の理經濟論を讀みし者にしてミル氏の名を知らざるものは無かるべしされば此時四方の新聞雜誌は噴々氏が生前の學績を賞揚し且又スペンサー・ホートン等の諸學士も氏が生前の品行勉學を記述して切に哀悼の情を表せる其趣は餘所の見る目も羨ましく辰猪親て大に感動し心密かに思ふ所あるが如く大丈夫の死するや社會人民に愛惜せらるゝこと今此ミル氏の如くならざる可らずと思はず長嘆を洩らせしとぞ惜むべし君が志業大成ミル氏の如くならず其名固よりミル氏に比すべくもあらずと雖も然れども君と君が志業を知るものは其死を惜み其志を憫むこと豈敢て英人等がミル氏を惜むに譲らんや又我國人とても君を知ること吾儕の如くならんには同情の感定めて吾儕に異ならざる

べし、されば吾儕が其死を惜み、其志を憫み、死后の今日に及ぶも尙ほ追
 慕哀悼する所以のものは則正さしく我國人の情感を代表せる莫らん
 や。
 此時日本人の英京に留學するもの百に上り、市中を往來する毎に何時
 も大概日本人に邂逅せざることなき程なれども、皆々冷淡にして曾て
 其間に交際の見るべきものなく、當國にて數百年以前に廢滅に歸せし
 封建制度を今日現に日本學生に依て再興せられたるやの觀ありて、百
 餘の學生は封建制據的感情甚だ旺盛にして殊に薩人と土人との軋轢
 尤甚たしかりき、辰猪見て大に慨し之を改めて天眞自由の美風と爲し
 文明快活の趣向に誘はんと欲し、英京に日本の學生を驅つて一團と爲
 し一の俱樂部を組織せんとて遊説盡力し、漸くにして其開會式をゴ
 ルデン、クロス、ホテルに擧ぐるに至る、辰猪壇に上り開會の主旨を説明

す之れ、君が日本語にて演説せる最初なりと云ふ、會頭の撰舉に付き爭
 論起り辛ふじて成立せしは則日本學生會にして翌年會員小野梓等が
 日本に歸りて共存同衆(會名)を組織せしも、今日英京のツヤパン、サイ
 テーの成立も皆源を之に發せりと云ふ、辰猪前きに著はせし所の日本
 語文典を各會員に配布して自ら英語の講義を爲したりとぞ。
 辰猪英國に在ること五年、其間獨佛戰爭あり、獨逸にては軍略無双のモ
 ルトク將軍全軍を督して佛將マクマホンに當り、獨軍三度戦ひて三度
 勝ち、佛兵セダンの城に引籠る最後の決戦に、ナポレヲン三世終に降を
 獨の軍門に乞ふや、巴里の混雜一方ならずして、帝政府は立ろに瓦解し
 新に三度目の共和政府を組織し、トロツシユ大統領と爲り、ガンベッタ
 内務大臣と爲り、爰に新政府は一度獨逸と和を議せしも成らず、此に於
 て佛兵巴里に籠城し、烈戦幾度、ガンベッタが輕氣球に乗じて巴里を脱

し畫策する所ありしは則此際の事なり然れども佛軍遂に支ゆる能はず
バ里府全く獨軍に降り佛はアルサス、ローレンを割きて獨に與へ且
償金を拂つて此戦局を結べり。

具氏内閣
衰ふ

英國にては具氏前きに微侯に代はりて大宰相たりしが今や具氏内閣
次第に民望を失ひ倫敦市中にてはハッピートランドと云ふ藝題の演劇
なども起り俳優各、グラッドストーン、ロバートロウ(出納院長)二氏の人
物に擬し民心の傾向に乗じて現内閣を冷笑嘲罵するに至れり、ミル氏
の逝きたると全年具氏は自ら愛蘭大學改正案なる大問題を議會に提
出したりしが駁論四發して具氏重圍の中に陥りながらも拔山倒海の
勇を振つて激論四夜の長きに亘り遂に三票の少數にて改進黨の失敗
に歸し新内閣組織の任は勢ひ微侯の頭上に落下し來れるも恬として
應せざりしかば具氏再度入つて復讐し翌年一月俄然議院を解散せり

愛蘭大學
改正案

代議政の
美を思ふ

歸朝

時人事の不意なるに驚かざるはなかりき保守黨の領袖等は時
到れり失ふ可らずとて此際盛に政府を攻撃すれば具氏も亦其撰舉區に向つ
て意見書を發し既往將來の我政策を辯護し前政府の紊亂せしめし財
政を整理して現に一億餘萬圓の國債を減じ租税を軽くすると六千二
百餘萬圓の多きに及ぶのみならず前途尙ほ二千五百萬圓の殘餘を得
て所得税を全廢せんとする旨を詳論せり微侯一々之を反駁し日夜東
奔西奔し辯難攻撃火花を散らして戦へり辰猪屢議院の内外に於て親
しく微侯の演説を聴き政治運動の實際を觀深く代議政の美を思ふ
やがて明治七年も亦將さに暮れんとするや日本政府在英留學生を
召還するの命に接す乃行李を收めて匆々歸朝の途に上りライ、イ、ム
ソン號波を賑つて横濱に歸着せしは此年十二月にして歸來密かに祖
國の野に鳴らんと欲す。

第八 時未だ君に可ならず
歸來直に再遊を思ふ

五年の星霜を外邦に送りて歸來れば本國も其面目漸く改まり臺灣征討の兵も既に撤して東京横濱間には鐵道の布設さへ出來上り又政治社會を見れば板垣退助等民撰議院の設立を建白しけり明治八年一月には所謂大坂會議なるものあり當時大阪に在りて陶朱猗頓の迹を逐ひし先收會社々主井上馨の周旋盡力に由りて木戸大久保伊藤板垣の諸氏此地に落合ひ板垣又書を飛ばして關西各地の有志者を招きしも會するもの總員僅かに四十人に過ぎず而して當時板垣井上等の間に於て申合の草案あり

我輩深く我國從前變革の所由を觀て方今の景况を察し將來の勢を

慮り我君民の幸福を衛り上下の安寧を保つの道を立てんが爲今や同志相求めて其定説主論を合し竟に立君定律の政略を定め之を濟すに議院制度を以てし我國家の律法をして天下に明白ならしめ而して上下因て其權利を享受し得せしめんことを期す(下略)

而して之が主義綱領とも云ふ可きは

一我輩は立君定律の政略を以て其定説と爲す可し

一我輩は此定説を實施せんが爲彼議院制度を探り以て我律法を天

下に明確にするを勉むべし

にして間もなく木戸大久保板垣の三氏は相前後して歸京す當時所謂大坂會議は朝野歷々の集合にして議する所は國家至大の問題に屬す然るに四方の士會合するもの今即此の如し而も其來會者を問へば舊某藩の士族等に止まるのみされば當時我國の政治思想は猶

秋の枯野
に入る感

再遊を思
ふ

一家の困
頓に涙を
洒ぎぬ

甚だ幼稚なりしを察すべし、民撰議院開設論の如きも、其實は唯朝野大
 頭の間に存したるに過ぎざりしなり、昨は英京に代議の美政を目前に
 見て、今は祖國に紛亂彷徨の政况を見る、君が英國より歸りしは、恰も今
 を盛りと咲き亂れたる春花の一大庭園より寂寞たる秋の枯野に入る
 の感ありしならん、君をして此運動に加はらしめんと誘ふものもあり
 けれども、敢て肯んせず、心密かに再遊を思ふ。
 即ち故山に老親を見舞はんと欲し、一月二十日品川を出で、三十一日京
 都に着し、二月三日京都を出で、大坂に立寄りて、土佐に届きしは廿三日
 なりき、年少壯志を負ふて東西に流寓し、客身轉蓬に任じて、遠遊を事と
 するの男子も、一日故郷の關門に入りては、一家困頓の有様に人知らぬ
 玉涙を灑ぎぬ、双親の膝下に侍すること僅かに十三日、三月七日弟菊衛
 妹駒女を伴ふて、再び土佐を出で、兄弟三人平安丸に打乗りて、東京に來

福澤先生
に駒女を
托す英國
に再度留
學せんと
する

り十八日菊衛を慶應義塾に入學せしめ、廿八日福澤先生を訪ふて、駒女
 を先生に托し置き、藩主山内侯に請ふて、再度英國に遊學すること、な
 り、一二の貴顯や數十の知友等、君が爲に送別の宴を張る、辰猪駒女を伴
 ふて、宴會に臨みけるに、當日駒女は、素より國元より來たる許りの田舎
 娘なりければ、能く貴顯紳士の間に周旋するが如き所作禮節に慣はさ
 りしかば、辰猪家に歸りて、後大に妹の無禮を咎めて、已まざりしと、今に
 母堂の物語なり。



第九 日本に在る英人の非行を叱責し
て之を本國英人の公論に訴ふ

千八百七十五年益々法學を研究す

パリグス東京に在り

斯くて辰猪は日本を發してより五十日にして六月八日英國に着し、益々法律學を研究し日々ローヤリスチャペーに通へり。當時我國には剛愎執拗唯壓抑威嚇を以て東洋に對する唯一の政策と信じたる彼の英國公使パークス東京に在りて權威を振ひ之が爲在留英人は素より開港市街の諸外人までも其翼の下に隠れて皆我國人を蔑視し陽に士人の正義博愛を高言して陰に不正私利を計るのみか往々亂暴狼藉の擧に及びて我國人に害を及ぼすもの甚だしかりしかば身を異邦に寓して日夜父母の國政を忘るゝ能はざる天涯の孤客馬場辰猪は之を見て憤慨の情や堪へざりけん愛國の念や已まざりけん

百本に在る英人

敵を受す

即日本に在る英人(The English In Japan)を著はして大に我國に於ける英人の非行を痛論す、今其大旨を譯述せん。劈頭先づ幼年の頃學校にて友人より英國の事情を聞き、此國には倫敦と稱する世界第一の大都會ありて其海軍は洋の東西を横行し其宗教は之迄人類の有するもの中第一位に居り國民は明僧知識と聖書とに教導せられて己れの如く隣人を愛し否、其敵人を愛し己の欲する所之を人に施すを惜まざると聞けり、とて後に治外法權の不正を説破する伏線と爲し且つ之を聞く英國の法律にては全然四民同等の權を承認し公道の命する所のものは貧富強弱尊卑の別なく一樣に屬行せられ商賣は士君子の業務にして其商人の潔白正直なるは曾て疑ふものあるなし、此等の商人は滿世界を横行して到所に文明の種子を播けり、要するに

荷も英國商人の足跡の通する所は仕合せなる國なり而して右の國
民の一部今や日本に來れりと當時之を聞きし予の欣喜予の感懐果
して如何なりしぞ謂らく此等の英人こそは我國民の爲に好摸範を
打立て眞正の幸福人生の慰安なるものを我國人に與へんと然るに
予が今日現時の感果して如何ぞや

と名實相反するを陳べ本國に於て目撃せる英人に關する事を公平誠
實に記述せんとして

彼等が高言する所を聞くに彼等は金錢を得んが爲に來らず本國人
を瞞着せんが爲にも來らず否其れ處か我日本國民へ文化の光を與
へんが爲に來れり彼等は我國民をして腐敗せしめざるのみならず
其文明の習俗行爲を以て我國に好例を示さんが爲に來れりと彼等
の高言する所によれば彼等は全く氣品高き仁惠者なり然るに今此

等の氣品高き仁惠者の爲す所を見よ

とて冷笑一番して我國在留の英人等が初め我國民の無智蒙昧なるに
乗じて狡猾を働き終には實に天真質朴なりし我民俗を同化腐敗せし
め殊に開港場の我人民の如きは大に其惡風に感化せられたるを慨し
て英人を責め兼て英人が我國の風俗習慣に關して甚しき僻見を抱け
るを難じ僅か二三ヶ月間横濱に滞在したる外人の手に成れる如き書
にて日本を解釋するの誤れるを辨じて

英人の心には日本の法律なるものは可憐頼るなきの人民に對して
水火の責を蒙らするが如きものにして且其宗教なるものは無智の
人民を誘ふて頑冥卑屈に陥らしむるの利器なるべく日本の法律も
宗教も之を英國に比すれば天地の差異こそあれ到底同視すべきに
あらずと思惟するならん然れども苟も英人の腦裡に此種の感情存

在する間は日英兩國は互ひに其眞情を知るに由なく隨つて正道を以て其間に處する能はざるなり若し夫れ英人にして開明の人士たるを高言せば必ずや正道を以て親睦交際するの國民に擬せざる可らず而して一切僻見を去つて日本を觀察し決して手前料理の定規に依らず天下列國の異種なる情況境遇より割出して然る後に公平無私の判斷を下せ。

と先づ筆を取つて日本を味ふの道を誨へ更に筆を宗教に轉じて我國に來るの耶蘇宣教師等は日本に宗教なし宜敷耶蘇教を宣布すべしと思へりさればこそ

此等の宣教師等が我國人に對して爲す所のものは我國風國教に反抗して我人民を忿怒せしむるのみ予曾て或宣教師の言を聞くに曰く東洋の風習に隨ひ又は之を尊敬するの必要なし吾々東洋の風習

を觀察するに一として言ふに足るものなし但吾々が爲し得る最良の手段としては彼の蒙昧の思想を踏潰すに在りと思ふに之れ恐くは一般宣教師等が懷抱せる意見なるべし然れども彼等宣教師は不幸にして其之を教導せんとする人民の心術感情を誤解せるものなりとて宣教師等の失見を教へ尙ほ我國の宗教に關して外人等の考は我宗教書類に記する事柄の荒唐無稽にして之を信するの愚なるを晒はんかなれども然れども彼等が信奉する所のバイナル中にも頗る信す可らざる説話あるを擧げ此の如き説話は我國の古事記にも口碑として見出し得べく而も彼等宣教師が一方にバイナル中の靈怪を盲信して他方に我國の口碑を笑ふの非を賣めて曰く

彼等が我宗教を攻撃するや彼等の論法は巧妙鋭敏にして論理上科學上より立論すと雖一旦彼等がバイナル中の靈怪を解釋するに至

りては一變して其論法極めて非論理的專斷的と爲る、抑彼等は彼等
が日本の宗教を攻撃すると同筆法を彼等の宗教攻撃に指向けらる
べきものなるを知らずや、我の宗教に適用すべき論法は彼の宗教に
も適用すべし、若しも日本の宗教信ずるに足らずとせば同じく基督
教も亦信を措くに足らざるなり、若しも日本の口碑を科學上より觀
察して馬鹿氣たるものなりとせば等しく、バイナル中の口碑も馬鹿
氣たるものたるを免れざるなり、日本の口碑が如何に馬鹿氣て見ゆ
るとも彼等にして一方を信する限は又他方の眞理なることを拒む
能はず、若し彼我の間に相違ありとせば唯之れ地理上の偶事のみ、即
一方の宗教は小亞細亞に起り他方は日本或は印度に發生したること
とののみ。

と極力我宗教を辯護し、歩を進めて筆を政治上に轉じ、マヤツパンア

リトヘラルド新聞紙上の通信中に、日本に法律なるもの、實存するや
疑はしと言へるに答へて先づベンザン及オースチン氏の法律の定義
を引用し來り、我國に法律の實存するを辯明して云く
吾々日本人は政府なるものを有せり命令の出づる所にして、命令は
更に天皇の勅裁を仰いて效力を生じ日本人民たるもの、是非とも
従はざる可らざる所のものなり、予は言はん此の如きものは日本の
法律なり並に其他國として云ふ可き國の法律なり、若しも此通信記
者にして少しく己れの國の法律如何に注意せしならば日本に法律
の存在するやを疑はざりしならんに。
と更に商法中の一部破産法の攻撃に對して
勿論日本の破産法に關して予は不満足に思はぬとは言はざるなり、
然れども文明を以て天下に鳴れる英國の破産法なるものは果して

五十八
満足するに足るべきものなるや、苟も多少法學の素養あらんものは、英國破産法の中々以て満足すべきものにあらざるを知らん、欺瞞者處分の場合には罰すべき法律のあるあり、サリナガラ果して其欺瞞たるの箇條を列擧して證明するには往々困難なるものあるのみならず、此英國法律の下に在りながらも正義の手より全く逸出するものさへ少からざるにあらすや。
仍つて其記者に一針を呈して曰く、
若しも通信記者にして日本の法律は不完全なりとの理由を以て、日本の法律に服従する能はずとの主意ならば、予は記者が果して如何なる社會に生活せば可なるやを知るに苦しむなり、何となれば列國の法律は總べて不完全を免れさればなり、故に記者の爲に残れる唯一の方法としては、唯此人間社會より全く隱遁の身と爲りて、先づ亞非

利加
に退く
そよけれ

裁判官は
に富
めり

利加の中心に退くこそ其策なれ。
と漸く得意の嘲弄を逞うせり、又其通信中に日本の裁判官は素性分らず、今日は裁判官かと思へば明日は既に陸軍大臣と爲り、次の日には又全く別人之に代り、此別人も一周間も立てば變じて大藏秘書官と爲る如き地位の動搖甚しく、少しも頼むに足らずと云へるに答へて云ふ、
記者の言の如きは針小棒大も亦甚しく決して通信中の記事の如き事は有るものにあらず、勿論日本法廷のアラユル裁判官最高位より最下位までが悉く皆完全なる資格を具へたるものなりとは言はず、然れども其多數は維新前後より永年の間判官の職を奉じて經驗甚だ富めるものなり、若しも記者にして自國の裁判官に就て顧みる所あらば、其下位に在るべき日本法廷の裁判官を非難するの不可なるを知らん。

此に至り乃ち筆をすゝめて治外法權の不當を鳴らし、且つ論じ且つ難じて云く

○シ歐洲は商業の爲若くは人口狹隘の爲に人民の出口を要すと假定するもサテ何故に數千年間一箇の國民の領有に屬する國に赴き少からぬ不利を國民に加へ國民の本意に逆つて其國に止まらざる可らざるや若しも歐洲人にして自身の利益の爲に他の國に赴く譯ならば彼等は又自身を或る犠牲と爲さざる可らず即利益を與ふる所の國家の法律に従はざる可らざるは理の當然ならずや誰しも他國の法律に従はざる可らず其代りとして商業なり殖民なり各求むる所を得ること公平なる相互の交易ならずや凡そ其國に來りて其國民に従はざる外人の行爲を認めて當然國民に拂ふべき禮節尊敬を欠ぐ者と見做すも獨立獨歩の國民に於て何の不可か之あらんや

例へば一箇人の場合を探つて辨せんか爰に人あり他人の家に入るときは誰しも多少の不便は忍びても家主の規則及存意に従はざる可らず然るに其人にして若しも家主に向つて拙者は貴宅に同居致さる可らず而して貴殿の否や應に關らず何事も拙者は拙者の勝手振舞ふべし弊屋は拙者にとりて少々狹隘に感ずる故拙者は勢ひ貴宅を以て拙者の住家とせずは相成らず又實際此く仕るべき存念なり若し貴殿が拙者の面前にて其窓戸を閉塞する様の事あらば拙者は之を叩き破つても戸内に打入るべしと申出でしとせよ誰か此人を本氣の沙汰と思ふものあるや記者の如きは蓋此種の人に類するものと謂ふべし而して獨り記者のみならず爾餘の英人亦恐くは同穴の狐ならん如何にも笑止の至ならずや抑是れ正義公道を愛する英國々民たるものゝ公論として受取らるべきものなるや

且又日英條約の不便不利に就て一々實例を擧げ尙ほ一人の英國人が此頃破廉恥罪を犯したる一例

近頃我日本の十三歳になる少女に無禮を加へたるものあり而も之れ開明の英國紳士堂々たる一箇の基督教信者の所爲なり此少女には蝶よ花よと愛し給ふ慈親の在しますは豈英人と異ならんや設令風俗習慣東西其趣を異にするものあるも然れども人間の心裡に刻み込まれたる感情に於ては何ぞ一點厚薄の別あらんや是親子自然の愛情なればなり予は今此條を讀むの讀者に向つて斯る殘暴不名譽を蒙らせられし所の人々の胸中を推量あらんことを請ふものなり而して此種の惡漢は之を嚴正に罰せざる可らざる責任ある其政府が全く無能者たるを知り且彼等にして我政府の權力を蔑視するも我政府にて施すべきの手段なきを知るが故に勝手氣儘の振舞を

爲すも餘義なき次第なり

と専ら情義に訴へ即ち反覆究問して云く

幼少の頃心中に書きし所の誤想を示さんが爲に予は以上の事實を陳述せり試みに英書の中に記しある事柄と今日我本國に在る英人の爲す所と比較せよ何人か其中一點の符合する所ありと考ふるものあらんや單に弱しと云ふが爲に他に對して無理非道なる申分を強請するは國民たるもの名譽とすべき事なりや懇親に交際し或は少くとも其平生高言する所に隨つて交際する其國民の無智蒙昧に乗じて彼是するが如きは偉大なる國民にとりて恥しからぬ舉動なるや他國の宗教をば少しも吟味了解せずして一目に毛嫌ひするが如きは他國に來る所の堂々たる耶蘇宣教師たるに價する所行なるや他國の領地に入來りて他國の法律習慣を破り以て自ら快しと

するは正義及同等の觀念と兩立するや夫れ正義と同等とは英法の採つて以て顯著なる所英國人の常に誇言する所なり今彼の如き惡俗困厄を國人に蒙らせながら恬として其國內の一方に籠城するとは抑友誼仁愛の道なるものと一致するや
總べて此等の事は基督教の訓義正義の法仁愛の道に背戾するものなり

と一刀の下に兩斷して最後に希望を陳じて曰く
若し英國々民にして果して彼等が高言する如く吾々日本人と眞に親交を保たんと欲せば宜しく全く彼我同等の道に出でざる可らず而して彼等が吾々に要求するが如く吾々に對しても正義公道を行はざる可らず日本は獨立せる一箇の帝國なり予輩は一箇の獨立せる國民として恥しからぬ地位を保たざる可らざるのみならず予輩

は我帝國の威名譽の爲に揮つて予輩の命運を犠牲に供せんとの覺悟あることを日本に在る英人をして知らしめんと欲す
と筆を投せり書成るや之を内外の諸友に贈れり當國の紳士淑女等態々書を寄せて同情を表するもの少からざりしと云ふ



第十 英京に日英條約改正を疾呼して 之を當國朝野の諸名士に質す

かくて此年も暮れて翌くる千八百七十六年の春を迎ふれば、去年より思立ちたる古事記の英譯出來上れり、乃之を當國人類學協會の會長エドワード、ワイロル氏に贈りけるに、氏は同會開會の席に辰猪を招きて之に關する論文を朗讀し辰猪も亦之に就きて一場の演説を爲せり、次いで又社會學協會に出席して、日本の治外法權及其人民に及ぼす禍害を演説せしに會長エドワード、クレイシー氏は辰猪の爲に其場にて此問題に付陳述する所ありき、
去年は、日本に在る英人を著はして、我國に留英人の非行を論じ、本國英人の反省を促がし、今又進んで彼等英人が非行を逞うして顧みざる其

原因たる日英現行條約の不正に論及して、之を當國公衆の輿論に訴へんとし、日英條約改正論 (The Treaty between Japan and England) 一冊を草せり、今其大意を譯述するに先だちて爰に少しく現行條約締結の歴史と、及其改正の成行とを畧述せざる可らず、抑現行條約を日英兩國の間に取結びたるは安政五年七月十八日(西曆千八百五十八年第八月二十六日)にして江戸に於て調印濟みと爲り、翌くる六年六月十二日同所に於て批准書交換濟と爲れり、此修好通商條約は約べて廿四ヶ條より成り、其文案は一に米國公使タウンゼント、ハルリスの手に成りしものにして、當時英佛二國の如きは國難に乗じて往々内政に干渉し内國の形勢二分並立の姿と爲るを見るや、佛人は幕府を抱き込み兵式の一事を肩に着て陸軍部に勢威を振ひ、之を見る英人は幕府の敵手たる薩長と結托して英佛二國其權力の消長を競ひし際、獨り米國公使ハルリスあ

六十八
り公平、正直の心を以て、幕府の信任を空うせず、列國との條約文を立案し、けり、固より此條約によれば日本には任意に海關稅を増減するの權なき上に治外法權の一項を存するは日本の大不利にして、特に法權の一事は將來に至り條約改正問題の燒點と爲りしとは雖も、當時ハルリスの心には時の至るを待つて此二事を改正せんと期したるなり、さればハルリス曾て其治外法權論に於て述べて曰く

條約の明文に於て日本在留の米國人に治外法權を許したるは全く中心に安せざる所なり、千八百五十五年國務尙書マクドナルド君と面談せし時に同氏は西洋諸國が瞬間たりとも征服せざるの國に向ひ、其國の法律に干渉するは實に不正の罪を免れ難しと雖も、東洋各國と條約を結ぶに於ては此約なき能はざるを奈何せんと言へり、現にトルコ、ペルシヤ並に其他の野蠻國と我國との條約を以て其例を示し、議院に於ても之を變更せざるなり、余は既に年老たれば、既目前に於

て此不正の條約を我條約より削除するを得ざるべきを悲む、且、他人が余に代りて其事の全を行はるべきを希望するの

か。
初めハルリスの我國に向はんとするや、米政府戒めて云ふ、日本は東洋の義俠國なり、苟も威迫欺騙の事ある勿れと、氏も亦一意此旨を遵守せり、さればこそ續いて英政府も亦其公使に對して、日本は東洋傑出の國柄なり、其國民は義を尊ひ又ヨク怨を挾むの人情なれば之に接するに禮を以てして敢て非理を行ふ勿れと嚴達し、之が爲二國を憚り爾餘の各國も厚顔其規を破りて慣手段を逞うする能はずして條約面の不利此に止まりしは米國實に之が先を爲せしに由る、斯くて訂結されたる條約は其後關稅の上に屢々變更を來たし、最初貨幣に鑄造し或は鑄造せざる金銀、常用衣服、賣品ならざる家財、書類を無稅品とし、(第一類、船舶

第一變更

を造修裝幀するの用具、捕鯨具、鹽漬食物、麵包及料粉、石炭、材木、米、粉、蒸氣器械、亞鉛、錫、生糸等を五分税品とし、(第二類)總べくの酒類を三割五分税品とし、(第三類)前條に掲げざる諸品を二割五分品として、簡單に類別したり、然るに其翌月に至り英國と改正條約を結ぶに當り、木綿及羊毛の織物と云ふ一節を第二類の五分税品中に挿めるより、此多量の輸入品をば第四類の二割税品中より抜かして五分税品中に加へしめられしかば、最惠國條款に由りて、此事列國一般の税法と爲り、爲に一割五分の減税に及び、次で再度江戸、大坂、兵庫、開港延期の申譯として、酒類の輸入税を減じ、玻璃器を五分税品中に加へ入るゝと爲り、三度生麥の變によりて、硝子器、兵器類を六分税品に、酒類、鐵、白砂糖、時計類を五分税品に、製茶具を無税品に加へしめらるゝ、幕府の憂は外に在らずして、内に在り、幕末諸政治家は、討幕攘夷黨の鎮壓に急にして、餘力を遺さず、列

第二變更

第三變更

第四變更

國は時艱に乘じ、減税を要求して、飽くを知らず、内憂外患、兩つながら迫り、幕府は狼狽せり、減税位にて、事濟まばと、四度輸出入税、共五分を基本とすべきの求に應じ、其第一種は品類量尺に従つて税を課し、第二種は無税品、第三種は禁制品、第四種は元價の五分税と爲れり、是實に現行税目なり。

改正の舉

新律綱領

かゝる條約の改正せざる可らざるや、明白なり、條約改正の舉の企てらるゝや、遠く明治の初年にありしも、當時外人等は、日本刑法の殘酷なるを口實として、應ずるの摸樣なき故、明治四年政府は舊幕の刑法を改正せんとて、「明清律」を參考して、「新律綱領」を制定し、之を翻譯して各國使臣に贈り、明治五年七月以後と爲れば、改正を共議し得べき條約面の約束なればとて、豫め此旨を各國使臣に通じ、置き、兼て其準備として、「治四年十一月外務卿岩倉具視を特命全權大使と爲し、木戸、大久保、伊藤

特命全權大使

山口の四人を副使と爲し歐米各國を歴訪せしめし次第なり、かくて大使の一行が米國に着するや、到處に歓迎せられ下の關價金を還さんとするの議さへ起れり、一行は國務卿を訪ふて今度條約改正の舉に付き貴國に諮詢せんが爲に來れりと告ぐるに、國務卿は口頭の談判のみにては他日の確證たらされば今日其條款を定むるに如かずと答へ、大統領グラント將軍も亦既いて曰く寧ろ改正を結了せよと、されど一行は改正の全權を有せされば一旦大久保伊藤の兩副使を歸朝せしめて廟議を伺ひしに

一内地雜居は尙早きに由り外國人をして居留地方の規則を遵守せしめんが爲め、先づ開港場に於て何年の間は何里以内と定め内治の整理するを待て漸次に此區域を廣むる事。

一條約中に裁判所を公開し内外人民をして同一の審判を受けしむ

ることを掲げ、裁判權を我に復して從來の治外法權を廢する事。然れども當分の中は假に法律を設け置き漸を以て法律を改良し、實際裁判の公平なると法律の寛裕なるを外に目撃せしめ、以て日本に在るものは日本の法律を遵守せしむるを目的とする事。一日本の法律に外教の明禁なしと雖も尙高札に其禁令を掲示するを以て、外人は一概に自由信仰を妨ぐるの野蠻國と看做し對等の權を許すことを甘んぜず故に此高札の禁令を除く事。等の條約改正案を齎らして米國に赴きしも、何故にや米國は此談判を自國に於てするを好まざる様子なりければ、一行は去つて歐洲巡遊の途に向ひ各國を歴訪し到る所に其希望を開陳して過ぎ行きけり、又本國日本に在りては副島種臣を以て岩倉に代つて外務卿たらしめ副島は米人ベッパヤミ、スミスを延きて顧問と爲し以て外交の局に

當りしが條約改正の舉は國內騷亂の爲爾后暫く中止の姿と爲りしも、十年西南の亂收まるに及んで又もや再熾しけり然れども此頃は既に居留外人の數も大に増加して前きに副島が外務の局に當れる時より改正の舉は一層の難事と見えたり、殊に英國の如きは居留民の數最多き故隨つて利害の及ぶ所も深大なりければ、當時の公使パ
ー
タ
ス
は居留民に向けて一通の回狀を送り之に對する彼等の意見を切問するに至れり、當時我政府の要求は單に稅權恢復の一事にして言又法權に及ばず、固より政府と雖も當初法權の恢復に意なかりしには非ずと雖も、各國の公使等が日本の法律と法官とに兩つながら信を措く能はざれば、已むを得ずんば埃及の如き立合裁判の法によりて居留人民の判決を托せんと提議せしにより、政府は態々人を埃及に遣はして其裁判の實際を見せしめし、其制たる固より日本に不利なるを悟りて一先つ

法權恢復の望を斷つに至りし次第にして、即其要求は左の如し

當初結約の時には我政府人民曾外交貿易の何物たるを知らざりしに由り、外國の請求に任せて現行條約を取結ひたれども、爾來數十年の實驗に於て我政府は爲に我獨立國權を牽掣せられたるの不可なるを充分に詳明したり、且つ我政府は我國の進歩を獎勵するに關しては敢て爲さざるの事なければ國費は維新以來頗る増加せりと雖も、現行條約に據りては輸出入稅を以て我國庫の歳入を増加すること能はずして遂に内國の稅を重くするの不得止に至れり、如是にして國內日を逐ふて衰微し、人民をして外交の爲に國費を多くし、以て重稅に苦しむの怨嗟を來さしめば、開國の國是は將に國人の非認する所たるに至るを保ち難し、是れ政府の甚だ懸念する所なり、是故に今外交を保安し、外國貿易を進涉せんが爲には我國政府をして獨

立帝國の本分たる税權を恢復し、以て會計の欠を補ひ、以て國論の滿
 足に應せしむるは甚だ要務なりとするが故に、各國政府は必らず此
 改正に於て日本政府が本分の税權を恢復し、敢て外廷に箝制せらる
 ること無きを承諾すべし、然る時は日本政府は互相交換の特約ある
 に非ざるよりは決して其國によりて税を異にせざるべし、又外國貿
 易を隆盛ならしむるが爲に之を緊要なりとせば輸出税をも廢すべ
 く、又新港をも開くを否まざるべし、但し沿海貿易は全く日本政府の
 管轄する所たるべし。
 而して税權恢復の要求さへ各國の異議の爲に立消と爲れる中には非
 法權をも恢復せざる可らざる一難事こそ起れり、ソハ別事ならず前
 に英人某阿片を輸入したるを以て税關は條約の明文により取敢へず
 英國の法廷に訴へ出でたり、然る所英國法廷の裁判官は之に判決を與

へて云く、輸入税の納付さへ怠らざれば阿片を日本に輸入するも妨げ
 なしと、正々堂々の條約面に於て一見判然の此非行を裁判官は舞文し
 て見す、我税關の敗訴に歸せしめしかば、此時國論沸騰して、寺島外
 務、卿單身四方攻撃の衝に當れり。
 馬場辰猪が日英條約改正論を著す、實に此時なり、今其要を擧ぐれ
 ば、第一條約を訂結せし當時我國の形勢、第二法權及税權、第三爾后國事
 の進歩を述べて、第四現行條約の改正せざる可らざるを訴ふ、先づ條約
 訂結當時の國勢と舊幕の事情とを畧叙して曰く
 當時の諸政治家は能く權力を確立して將軍家康が創定したる特別
 の制度の下に其臣民を取扱ふの道にこそ熟せりと雖も、巧妙なる外
 交術を縱横に利用するが如き英人と交際を保つに於ては、殆ど些少
 の經驗もあることなかりき、斯かる事情なれば、一方が獨立國の躰面

までも汚されし結果、今日現行條約に對して全國民不平の聲を聞くが如き有害なる多くの認許を他方に與へざる可らざるの事ありしは理の甚だ見易き所なりと信ず。

恰是れ無識の幼者が老成人に迫られて契約を結ひたるが如きものなるを云ひ、直ちに日英條約第五條

親利太尼亞民に對し惡事を爲せる日本人は日本商人にて亂し日本法度に隨て罪すべし、日本人或は外國の臣民に對し惡事を爲せる親利太尼亞民はコンヴェンション(領事)或は其他の官人にて亂し、親利太尼亞の法度に隨て罪すべし、裁判は雙方に於て偏頗なかるべし。

の領事裁判に論及して曰く

居留地に於る英人の多數は日本人に對しても其政府に對しても、強き僻み根柢を抱けり、唯此一事に由つて既に領事裁判の判決の公

平ならざるを證するに足る、况んや判事たるものが其一方の全國民に對しては頗る利害を同うするをや、他方に對しては僻見を抱くが如き裁判所の判決は如何程不都合なるものなるや料り知るに苦しむなり。

領事裁判の日本人に不都合なるを辨じ、更にシヤパンガゼットが領事裁判は外國人にも不都合なるを論じたるを引來りて且言ふ

若し領事裁判權が其れ程不完全にして領事や外交官と國籍を同うする歐洲人にさへ其裁判が不都合なるものなりとせば、安んぞ獨り其裁判が日本人にのみ適當なるの理あらんや、英國の駐在官吏は其國人を保護するの義務ある上に直接に利害の關係あるを以て、英人は其官吏に對して權勢を有せり、然れども日本人が英人に對して相當の要求を爲す場合に於ても、英國の官吏は日本人を保護すべき直

接利害の關係あることなし、此の如き事情の下にて英人に取りてさへ不平勝なる領事裁判が日本人に満足となるべき筈ありや、されば今日英兩國民間の争議を調停するに當て最も困難の地位に立つものは日本人なり、苟くも領事裁判権の存在する限りは公平なる裁判の日本人民に對して行はれんとは夢にだも信ずる能はざる所なり。

と反覆領事裁判の不正なるべき因由を論じ、且日英兩國國民の争議を此裁判の下に英法に據つて處分する事故、我日本人は必英法を研究し置かざる可らず、然るに此事たる至難事なるを以て結局

此等の不便は歐洲の商業家と取引する所の日本商人に一打撃を與ふるものなり、何となれば日本商人は彼等と交渉して果して如何なる法律の保護に依頼すべきやを知らず、隨つて全く其商法に通ずる

所の英商の思ふ存分にせらるゝの恐わればなり、故に日本商人が英商と取引するには、ツマナリ大冒險を爲さざる可らず。

尙又英法を解せざるが爲に日本商人にして却つて不正の希望を起すものあらん、而して幾多の悲惨なる失敗に逢ふて經驗愈々積み苛酷の術數を了得するに至らん、蓋日本商人は英人との商業取引に於て極めて不利益の地位に在るが故に、彼の治外法權の如き咄々怪事の現行條約中に存するは頗る我商業上の利益を害し、且其進歩を妨ぐるものと謂ふ可し。

然らば言ふものあらん、英人にして日本の法律に服従し、日本法廷に判決を仰がんか、矢張英人の方に少からぬ不便を引起して、其影況する所は前の日本人が英法に隨つて處分せらるゝ時の場合に等しかるべしと、然れども。

時の必要に應せんが爲に法律を制定するの事情は各國固より其按
 を同うせざるを以て日本の法律は英國の法律と異ならざるを得ず
 随つて英人にして我國法に服従すれば多少の不便を感受すべきは
 理の當然なり何事に限らず甲に適するものも乙には適せざるやも
 知る可らず吾々に利益とする所も彼等には不利益たるやも知る可
 らず英人にとりて這般の不便あるを認めながら予は尙ほ英人た
 るものが我海岸に其兩脚を立つるや否や彼等は必ず我國の法律に
 従ふべきものなるを主張するものなり何となれば彼等は日本帝國
 に來る所のものなればなり來つて我帝國の領土に寓居するものな
 ればなり且予は我國内に在つて日本人に對して罪を犯せし外人に
 限り何故に日本法廷が之に裁判を與へて不可なるや又何故に日本
 の國法に據つて罰す可らざるやの理あるを知らざるなり要するに

民刑何れの事件たるに係らず其領土内に居住する者に對して裁判
 權を有するは是争ふまでもなき國家唯一の權利にして固より至當
 の要求たるなり別に他の請求もありしと云ふにあらざれば彼等は
 已れの利益の爲にこそ我領土内に來るものなれ果して然らば彼等
 は何故にかゝる不便を忍ばざるやさりながらかくして若し彼等の
 不便余り深大に過ぎ我國に來るも到底損益相償ふの價なしと思は
 れ別に我國に來らざる可らざるの必要もなき筈なり誰一人として
 心の向はぬに是非日本に御坐れよと文明國の外客に請ふものもな
 かるべし又彼等をして日本人と引合はぬ交易を無理に爲さしむる
 如き恐ろしき政府とてもあるまじきなり
 寸筆スカサズ急所を突き一條の筆路横さまに逸し去らんと欲す英人
 の之を見し時は中心慚愧定めて苦面を作りしならん而して尙ほ窮退

して第三條の遊歩規定に論及して曰く、英人等は日本政府に對して甚だ不平を抱けり、何となれば彼等に於て我國法に服従せざる間は遊歩規定なるものゝ爲に行歩の範圍を十里以内に限制せられたればなり、而して彼等は云ふ、日本人は吾々英人に對して日本法律に服従せず日本國を自由に旅行することを許さざる可らず、又英人にして日本法律を犯したる場合には開港地の領事裁判所に送致せられざる可らずと、蓋日本に在る英人等の要求は一にして足らず、吾々が認許を與ふれば與ふる程増長して他くことを知らざるものなり、曾て威爾斯の一老人言へることあり、世に満足を知らぬもの三ツあり、狼鶴（魚を食する）及（海鳥なり）及び英人の貪慾、此れなりと、眞に日本に在る英人の實情を穿ちたるの言と謂ふべし、抑歐洲中何れの國に至ればとて日本に在る外人に與へられたるが

英人の
食慾

如き自由を與ふるの國ありや、英政府たるものは果して民事刑事の兩裁判權を英國管轄權の外に獨立せしめて、且つ某場處より十里以内に居住の認可を日本人に與ふるや、又英人は吾々日本人に英人と同一の自由を與へ英國と商業上の取引を爲すに恰本國人と同様の權利を吾々日本人に許しても不平は無きや、英國に在る日本人を日本法律に従はしめ、其裁判を我領事の手に一任して不平はなきや、予は果して英人が英國に在る日本人に此の如き認許を與へ得るや否や、甚だ疑ひに堪へざるものなり、否、實際彼等はいかゝる要求に出逢ひしどきに承認を與へざりき、所謂己れの欲する所も人には之を與ふるに吝なるものなりと、斷案を下して之より筆路を關稅問題に轉じて曰く、英國製造品の我國に輸入せらるゝものは少額の輸入税を拂ひ又は

寧ろ無税なり然らば問ふ者あらん何ぞ速かに我國の海關税則を改
正せざるやと答は甚だ簡單なり曰く其税則なるものは條約其物の
一部分なりと而して條約の一部一點だも變更せんと欲せば予輩は
英國公使と商議を遂げざる可らず而も其英國公使は何人ぞや英人
に都合善き事柄の外は固執して些しも變更を肯せざるの人なり
と暗に時の英國公使パークスの所措を攻撃し尙ほ彼我關稅を比較し
て日英條約の甚だ不同等なるを説き且つ嘲り且つ詰つて曰く
出來る丈多く英國の製造品を日本に輸出して出來る丈少しく日本
の産物を英國に輸入する之果して英國政府の商業政策なるや是果
して英人が友情を日本人に示すの道なるや
とて日本人民が甚だ高價に外國交際を購ひたりと思ふも無理ならず
且つや當時の日本人民は封建制度の下に自由を束縛せられたりしを

辨じ爰に一步を進め乃ち日本の進歩に筆を走せて曰く
現時日本の政況は舊幕政府の時と全く其面目を一變せり現政府の
政治家は舊幕時代の如く小範圍内より後擢せられしものにあらず
して普く全國人民のあらゆる階級より飛躍し來れるものなり其人
々の性格たるや少くとも意思の強硬なると人物の信任すべきとは
既に國人の承認する所なり彼等は王政復古の革命の際も國民の安
寧幸福の爲めに粉骨碎身し死生一髮の途上を來往して泰然として
動かず終に今日國民の感謝を受くるに至れり完全無欠は人生の企
て及べからざる所なれば必ずや我政治家にも欠點と過誤とは之有
らん是如何なる聖人君子も免る能はざる所なればなり然れども
日本人の爲に正當の主權者を恢復せし其誠實と熱心に至ては一點
の疑ふ所もあらざるなり其日本國を愛するの心事に至ては一片の

曇りだも見る可らざるなり、種々困難のあるにも係らず百事改良を
断行して今尙止まず第一に教育制度は制定せられて歐風の學校公
設せられ、教師を養成するの師範學校あり大學校亦東京に起り、英佛
獨米より堪能なる學士を聘して日本の青年を熏陶せしめ、亦公、共、事
業に至りても衆多の改良行はれ、鐵道は京濱間及兵庫大坂間に既に
布設を終り又將さに京都大坂間に開通を見んとす、電線も亦全國主
要なる都會の間を連接し、其他瓦斯を點じて市街を照し、橋梁を架し
新路を開き多くの燈臺を建設せり、海軍は英に倣ひ、陸軍は佛に摸し、
法制に關しては又摸範を佛に採りて日本の諸法典は今正さに編纂
中なり、而して維新后今日に至るまで既に最要の諸法典を公布せり、
又佛國より教授を招きて法律學校を設け、法律家を養成せり、此等の
法律家は試験の上裁判所に採用せられて、司法事務に永く實驗の功

を積める判事の下に實習せしむるの法なり、かく我政府が苦心せし
經營の結果は英人の十分信を措くに足るべきものなり、
と極力我政府を辯護して外人をして我を信用せしめんと欲し、且つ日
本政府は日本内地の改良に止まらず、支那問題、朝鮮問題に於て既に多
くの利益を歐洲各國に與へたれば、此一事以て多少の信用を要求する
の權ありと一々事實を擧來りて我國外交上の功績を説き、之迄偏に我
をのみ揚げ、彼をのみ抑へ來れる一條の筆路、驟かに轉回して、
堂々たる英國にして、不義壓制を逞うするの諸列國と同一視せらる
を免れしむるは、日頃其國柄と其主權者に付て、誇言する所の英人
の責任ならずや、徒らに日本の改良進歩を妨げんより、益々之を文化
に誘導し、國歩艱難の我日本に一臂の力を添ゆるこそ、寧ろ英國たる
もの、名聲に報ゆるの道ならずや、乍去現行條約の改正せられざる

限りは、英人を以て舊幕政府の榮味に乗じて、我日本より種々有害なる認許を強取し、而して現在我國に有害の實を見るにも係らず、今日尙ほ舊惡を固執して動かざるの猪奴なりと云ふも、決して輕言に非るなり、蓋此事たる必ずや英國公衆の意見なる可らざるなり、予輩は誇るに足るべき且つ歐洲各國が信を措くに足るべき政府を有せり、今日には實に前に列擧したる條約中の諸問題を討議して其果して現行條約の正當なるや否やを英國公衆の輿論に訴ふべきの秋なり、予は熱心に現行條約の改正せられんことを主張するものなり、如何となれば、現行條約なるものは日本人民に幾多の害を蒙らせつゝ、いあるのみならず、且又之れ有るが爲に英國の清名を損傷するの恐おれば、なり、是を以て双方の何れにも害を及ぼさずして双方の安寧幸福を進むるに足るべき全く同等にして正義公道に基きたる一の新條約

を、日英兩國の間に訂結せざる可らず、予は赤心よりして此有害なる條約が正義の感念及英國が獨立修好の國家に對して表すべき國際上の敬意の想念によりて、全く一掃し去らるゝの時速に到來せんと希望に堪へざるなり、と陽に英國の公正義俠を言表して、陰にバークスの固執頑陋を叱責し、靜かに著者が滿腔の宿望を述べて局を結べり、此書の成るや我明治九年九月廿八日にして十月十日ヒリコンスフィールド、デルヒー、グラッドストン、カーセト、ブライト等の諸氏に贈れり、之を見る英人等果して奈何の感を起せしか、辰猪曾て外交論あり、其中に之を言へり、試みに全文を示さんか

外交論(上の評は原文の儘なり何人
の手に成れるやを知らず)

余が聽衆諸君に向て意見を陳述せんと欲する所の論題は、極めて重

天下最大の事なり
人の心を起す
のせしむる起

先づ大綱を
細く自ら
頭目する

我國維新
の情況
に類す

今の地位に
在る人亦
其の國に
對する

輿論あり
て効あり

大なる事項にして苟も日本人民たる者は之が爲めに苦心焦慮せざる可からざる要件なり然るに此事たる彼の紙幣下落若くは徴兵令等の如く人々其關係の直接ならざるより常に居を各地方に占むる人の如きは或は之が爲めに感覺を引起さざる者往々之れあり豈に自國の休戚を以て毫も意に介せざるものなりと言はざる可けんや吾輩の之を憂ふるや實に久し故に今地球上外交の大別小別を示し従て我國今日の外交は何れの位地にあるやを論じ又更に一步を進めて我國向來の外交は斯の如く爲さざる可からずと云ふと遂に論究せんとす。

抑も世界萬國の交際を大別して二と爲す可し即ち歐洲の交際、東洋の交際はれなり而して又更に歐洲の交際を小別して三と爲す、曰く野蠻の交際(第一)曰く政府と政府との交際(第二)曰く人民と人民

との交際(第三)即ち是れなり蓋し此の第一の如きは單に一國若くは一部落の交際に止まり其他外人の如きは之を敵視すると極めて甚し故に往昔中に於て決して外人を保護するとなし是れ萬國公法又は人種學を講究せるもの、明知する處にして即ち野蠻の交際なる者零ぼ斯の如く第二は既に外國と交際を爲すに至るも其の國々人民の間は甚だ疎遠にして之を要するに其帝王の交際たるに過ぎず左れば一朝兩國帝王の間に紛議を生ずるとあれば直ちに兵を擧げて相戦闘す是れ人民各自の間と毫も交際を爲さざるの證なり又更に一層進歩して第三に至りては其帝王各國の間に或は小紛議を生ずるとあるも人民の輿論に背馳するときは決して戦端を開く能はず豈嘗に戦争のみならん其他皆然り即ち現時英米普佛等の諸國是れなり今其適例を擧げん彼の著明なる魯士葛藤の時に當て土國

は其嘗て英國と盟約あるを以て、英政府の宰相たるダズレリに請ふに土國を援けんとを以てせり、然るに時の外務卿ロイドターベリ氏之に答て曰く政府に於ては固より前約を踏まんと欲すれども如何せん當今人民の輿論昔年と同じからざるが故に之を援くる能はずと、遂に援兵を出さざりき、是に由て之を觀れば該國交際の基礎は其人民に在るを知るに足る可し、今を去ると三年前に當今の宰相たるクラフトストーンの言へるとあり、土國政府は假令魯國の爲に如何なる被害を被ふるも固より問はざるに置く可し、憐む可きは其人民なり、故に人民の慘毒に陥るとあらば之を救援せざる可からずと、蓋し諸君は之を聞て何故に正大なるクラフトストーン其人にして斯の如き語を發するかと怪まん、然れども細かに之を思考せよ、夫の土國政府は常に壓制手段を用ひて人民を束縛し、新聞演說集會に至る

迄一も其自由を得るもの有る無し、自由を貴重する英國人民は何ぞ土國政府を保護するの義務あらんや、止だ其人民交互の間に於ては同情相憐み之が困難を傍觀するに忍びずと謂ふのみ、以て今日歐洲の交際は人民と人民との間に在るを證明すべし、東洋の交際の如きは前に述ぶる第一第二に止まり第三即ち人民と人民との交際の如きは毫も未だ之れ有るを見ず、歐洲現時の交際は全く相異なり、現に歐洲に於ても東洋の交際と歐洲の交際とを以て別種と爲すも亦此の事情に基けり、今我國外交の事は暫く之を後に譲り、印度國の未だ其獨立を失はざりし時若くは清國現時の實況に就て之れを考ふるに、概して其外交は第二の點に止まりて其人民之れが爲めに極めて不幸なる位地に立ちたり、而して此原因たる二あり、即ち東洋政府の愚鈍甲)なると歐洲人の狡黠乙)なるとに職由せざるはなし、例へば

九十六
彼の清國の亞片煙の爲に常に巨害を被ふるとの如きも、若し清政府の官吏をして輿論の果して貴重なるを曉知し、全國人民の意見を口實として之を英政府に乞はしめ、夫の有名なる自由黨の一人たる英相グラドストーンにして何ぞ之を拒む可けんや、而て英國人民に於ても何ぞ之を憐まざるあらんや、然るに計此に出てす百方策を施すと雖も到底此弊害を矯むると能はず是れ其政府か愚にして人民の尊む可きを知らざるに由れり、又歐洲中往々狡黠なる者あり例へは我國在留の或る公使の如きは其權利を枉屈せらるゝ所の國に於て其人民の輿論は實に之を矯正せんとするの點に熱心するも決して之を自國の人民に知らしめず、若し之を知らしめば其人民間の交際にて其不幸を憐み之を改正せば此國に居留する自國の森商をして其壟斷を私せしむると能はざらんを畏るればなり、左れば東

洋諸國の交際の進歩せざるは即ち東洋政府の愚なると歐人の狡黠なるに基けり、噫我國の外交は如何なる位置にあるや、抑も我邦當今の外務卿たる井上君は嘗て久しく歐洲に留學せられし人なれば必ずや其人民輿論の貴重なるを知り、又彼のグラドストーン氏の公明正大なることを知らるゝならん、然らば則ち外交の針路は決して政府と政府との交際に止まる可からずして宜しく人民と人民との交際に進む可きは亦明知せらるゝ所たるや疑を容れず、然るに若し井上君にして政府間の交際を以て外交の針路とせらるゝが如きとあらば實に我邦人民の不幸は言に忍びざるなり、然り而して今我邦の如き決して土國の如き壓制なる政府に非すと雖も、假令グラドストーンにして如何に之を保庇せんと欲するも英國人民の輿論の許可を得されは治外法權及び海關稅權等の如きも決して之を變更する

九十八
とを旨とせざる可し。左れば如何して英國人民の輿論を動すを得可きや。他なし。我邦人民の輿論即ち是れなり。然りと雖も唯單に輿論の貴重なるを説くも之れが體左を擧ぐるに非ざれば未だ其説を確實ならしむると能はず。故に今吾輩の嘗て親しく經驗せる所のものを擧げて之を諸君に示さん。

今を去ると七年前即ち明治五六年の頃吾輩嘗て英國に留學し、親しく其實況を見るに、彼れは我邦の法律を以て之を罰するを得ざるも、我は彼の法律に違はざるを得ず。是に於てか大に感激する所あり、因て其權利の枉屈を慨嘆し之が矯正を熱望する趣意の小冊子を著し、之を英國人なる朋友等に贈り、之を我國にも遞送したりき。聞く我邦に送りたるものは報知新聞に於て既に之を掲載せりと故に諸君中或は之を閱讀せしものもあらん。然るに英人なる朋友等は吾輩か

九十九
言に由て初めて英人等が日本に於て壟斷を專慾するを曉知し、痛く我が日本人民の不幸を憐み乃ち曰く、予は是れ日本政府の官吏に非ず。純然たる日本の一人民にして英國に留學せるものなり。然らば即ち此言や決して自國政府の囑託を受けて之を爲すに非ず。日本人民の地位よりして之を論するものたるや明白なり。是を以て日本人民は諳知の進歩せると決して十有餘年前の比に非ざるを知る。然れば吾人は何そ同等の權利を有せしむるを拒むの理由あらんや。後又條約論を著して議院代議士及び友人等に贈りし時の如きも、或は實を以て之を慰め、或は口づから之を吊すると亦前ど同じ。嗚呼、諸君は此言を聞て如何なる感覺を引起さるや。無望、賤劣なる一馬場辰猪の私言すらも尙ほ能く彼等をして爲めに感動せしむると斯の如し。況んや全國人民の輿論に於てをや。

斯く説き來るも凡庸の俗吏輩は未だ自ら其非を曉らす或は種々の
非難を爲す可しと雖も之を要するに彼等の腦裏に二箇の大誤謬あ
りて如何なる非難も總て此の二點より生ずるにより今や其根源を
駁し一撃以て之を粉碎し向來其惑なからしめんとす然り而して其
所謂誤謬とは即ち一は輿論の大切なるを知らず二は百事策略に依
りて左右せらるゝものなりと妄想する是なり而して第一惑の如き
は從來我邦は未だ英佛等の如く人民の輿論の爲めに劇烈なる反動
を被りたるとなきに因れり第二惑に至ては事の公私を別たさる故
なり何となれば我邦現時の習慣たる公事を左右せんと欲するに私
の請託を以てす而して此事多くは効驗あり例へは前宵に於て一酒
樓の響應は能く長官の心を和げ明朝の出頭九時を過ぎ若くは十一
時に至るも決して其咎めを受くると無きが如き即ち其類なり歐米

人の如きは則ち然らず公私の區別極めて判然たり故に横濱在留の
外國商人の如きも假令前宵に如何なる響應を受け請託を爲すも翌
日商業上の談判に至りては寸歩も之を枉けず然るに方今我邦に於
ては毫も此等の事を辨知せざるか如く或は歐米諸國の顯官を襲し
此の懼心に因て條約改正を實施せんとするか如き景况なきに非ら
ず豈誤まれるの太甚しきものと云はざる可けんや噫若し政府にし
て外交の針路果して此の如くならば吾輩人民の不幸實に云ふに忍
びざるなり然りと雖も知識あり經驗ある井上外務卿にして豈に斯
の如き拙策に出でんや必ず人民の輿論を以て之を請求し人民の交
際上の信義を以て之を改良せしめんとせらるゝや明々白々たり
其れ然り然らば則ち人民の輿論を以て之を請はんと欲するに果
して如何なる方法に依る可きや既に前にも述ぶるか如く馬場辰猪

手成り
さらんや

龍眼
活きて首

一個の私言すら能く彼等を感動せしむるに足る、左れば此の席に來
會の諸君一名若くは數名連署してなりとも書面を以て彼の英國議
院に向て其不幸を訴へば、長猪か一個の私言に勝るや萬々なり然れ
ども數人の連合未だ以て充分なりとするに足らず宜しく全國人民
の輿論を以てす可し而して其輿論を以てするの方法に至りては他
なし、即ち國會を開設し全國人民の代議士たる所のもの、決議を以
て之を請求す可へきなり、果して能く斯の如くならは何ぞ治外法權
の破棄し難きを憂んや、何ぞ條約改正の困難なるを憂へんや、
以て君が經綸の一端と多年の苦心を想見るに足らん、知るべし條約改
正は夙に君が必成を期したるの志業にして且つ片々たる此一小冊子
も英人をして爲に多少の注意を引起さしめたるを、他日英國が他國に
率先して改正の舉を斷行せし所以のもの、固より他に幾多原因の存す

三國
遊ば

龍眼
手成り
さらんや

るは明白なりと雖も區々たる日英條約改正論豈又全く改正の事に於
て効果なしと謂ふ可けんや、
長猪英國に在る間に前後三回節を曳いて、巴里に遊び、佛國革命の古跡
を尋ね、又一日ヴェルセルの議院(此時尙議院は此地に在り巴里に在り)に
上つて親しく其實況を見る、時恰も第三回目の共和政治の組織、正さに
確立してナポレオン黨のマーシャル・マクドナルド大統領と爲り、レパブリ
カン黨下院に勝を占めて極力現内閣を攻撃せり、現内閣はナポレオン
黨にしてロッシュ・ポル之に長たり、故を以て下院は現内閣を認めて全
然非立憲的内閣と爲し、過激派の共和政治家、ジョセフ・ガンベッタ、其の
領將と爲り、下院は斷然現内閣と交渉せざることに議決して、大に政府
を困しめ、獨眼龍漸く將さに時を得んとするの折柄なり、
君が英國に在るや、備侯大宰相の椅子に在り、其氏驟かに政界を退いて

宗教論に耽り紙軍筆陣の間に餘念なく昔に變れる吟花咏月の人と爲り了りて改進黨の失望は譬ふるに物なく備侯獨り國中に雄視して内政外交一に其意のまゝに行はれれども由來細瑣枯燥の問題を喜ばず何事にも莊麗華美を好み區々の内政に手を下すを以て自ら潔しとせざる備侯は侯の祖先が東方人種より出づるの故を以て東方の雲行に注目すること遙かに他の諸政治家に過ぎ一度逸足を此に投じて雄材を東方に試みんと欲し尋常一様の事も只管其首尾を皇張誇大にして或は對印度政策の改革と爲り或は議院に計らずして蘇士運河の株券を買収するの英斷と爲り眼を見張り手を延ばして徒らに事を求め國內無事太平にして近頃以て英雄の夢を破るに足るべき大快事の到るなきを怨み何か事あれかしと待ちに待ち居たる際千八百七十八年と爲れば半死の病邦に東方問題を吹起して歐洲の天一夜に風雲逆捲

き到り我日本の西南戰爭と殆時を同うして露土戰爭てふ大活劇を演じ當國の諸政治家は猫も杓子も時機こそ來れり時機は來ぬ此れぞ畢生の手腕を試むるの盤根錯節なりとて發憤其技量を角せんとし具氏亦此時驟起して一擧に保守黨の政府を踏潰して改進黨の衰勢を挽回せんとすれば保守黨の名士も負けず劣らず勇み戦ひ爰に兩黨の名士等交々論陣に躍り出で死力を極めて辨難攻撃し具氏熱心改進黨を率ゐて到る所に驚天動地の大演説を試み民心を鼓舞作興し國內別に主戦平和の二黨起りて主戦黨の勢力日に益々増加し形勢頗る不穩に見えたり政府部内亦二派に分れて全國殆ど古今例しなき程の多事紛擾に及べり辰猪此風雲塲裡に在りて諸名士の演説を聴き代議諸機關の活動を見益々立憲政治の美を思ふ斯る壯觀を見るに付けても君が胸中別に萬丈の虹氣横はりて江山大嶽の雄志勃如として躍りしことな

る。士。戰。争。將。に。方。に。收。局。に。向。は。ん。と。し。備。侯。の。双。手。も。亦。一。日。全。歐。洲。治。亂。の。大。機。を。掌。握。せ。ん。と。す。此。時。歐。洲。列。國。の。間。に。は。電。文。の。往。復。頗。る。頻。繁。な。れ。ど。も。伯。林。會。議。未。だ。開。か。る。に。至。ら。ず。折。柄。辰。猪。匆。々。旅。裝。を。整。へ。て。歸。朝。す。時。に。明。治。十。一。年。五。月。十。一。日。な。り。と。す。



第十一年素養の學殖を以てして、祖國の荒原を開拓せんとす。

歸。后。三。日。目。に。先。づ。福。澤。先。生。を。其。邸。に。訪。ふ。此。日。大。久。保。公。島。田。に。刺。さ。る。い。の。變。あ。り。十。八。日。京。橋。日。吉。町。の。竹。内。某。の。二。階。に。居。を。定。め。之。よ。り。し。て。十。年。素。養。の。學。殖。は。才。華。と。共。に。燦。發。し。て。大。に。祖。國。の。荒。原。を。開。拓。せ。ん。と。す。設。令。日。本。に。在。る。英。人。は。本。國。の。英。人。を。し。て。反。省。せ。し。め。日。英。條。約。改。正。論。は。彼。國。人。士。の。多。少。の。注。意。を。呼。起。し。た。る。に。も。せ。よ。要。す。る。に。君。が。此。八。九。年。來。の。生。活。は。餘。所。の。劇。居。を。學。窓。の。隙。間。よ。り。机。に。凭。た。れ。て。傍。觀。せ。し。見。物。人。に。過。ぎ。ず。し。て。未。だ。曾。て。一。回。と。も。舞。臺。に。上。つ。て。一。藝。を。演。せ。し。こ。と。な。く。攝。馬。の。脚。と。爲。つ。て。跳。蹴。奔。走。名。優。の。後。へ。に。隨。ひ。し。事。だ。に。あ。ら。ざ。る。な。り。况。ん。や。手。舞。ひ。足。舉。り。て。形。容。燦。然。觀。衆。の。目。を。驚。か。す。が。如。き。に。

大に祖國
を開拓せんと
欲す
餘所の芝
居を傍觀
せしに過
ぎず

に懸りて、紀尾井坂一片の露と消え去りければ、是迄大久保に對して不平を抱き、其壓抑政策の下に屈服したる後進政治家は、一舉に國會を開設せしめんとて、爰に端なく大運動を引起し、各地に政社興り明治政府を打ち倒さんず意氣込を以て、國會期成全盟會なるもの大坂に起れば、滿朝愕然として、此時所謂集會條例なるものを發布して、其運動を妨げんと企てたり、當時山縣伯が在英國の末松謙澄に與へたる書に曰く、
(前略) 昨年來今春に到り國會論諸方に沸騰し元老院に建言する者已に數十通の多きに及候、中には急進激烈の主義者も有之、或は全く國會の何物たるを不知、所謂めくら判を以て加入する者も有之、由爲之人数は大勢なれども、其正味純粹なる者割には少なき様也、孰の日か國會は到底無之ては不相成は、智者を不俟て相分候事に候、就ては將來政界の目的を充分不相立ては、日本丸の運轉は針路を誤り候事は

必然と存候、此外猶尤困難なる者は、即金銀貨の昂貴と紙幣の下落とに隨つて物價非常に上騰し、輸出入は不平均を極め、財政の困迫實に今日より甚は無し、此上は國債を起し一旦挽回之策を建る歟、孰にしも必死困難の場合に立到申候(下略)、
 以て時勢の一斑を想察すべし、
 されども辰猪は輕しく此運動に加はりて、烏合の衆と進退を共にするの不利なるを知り、寧ろ人民の智見を開發して、他日愈人民の多數が政治上に勢力の一要素と爲るの曉に至りて健全なる輿論の素地を築かんと、その下心より共存同業(會名)なるものを再興し、小野梓、金子堅太郎、菊池大麓、鳩山和夫、島田三郎、三好退藏、増島六一郎等の諸氏と共に講演に従事せしと雖も、主として壇上に顯はれしは、唯小野と馬場の二人なりしと云ふ、

同衆は明治六年英國日本留學生の結社に基いて起り翌七年小野梓等
 歸朝して之を本邦に移したるものなり當時會員の數僅かに七人なり
 しも次第に加はりて百に上れり其中には哲學者あり佛敎家あり官吏
 實業家政客あり法律家教育家經濟學者等ありて在野の名士を網羅し
 たり明治十年には日吉町七番地に會館を建築するの盛運に及べり此
 處にて討論講談の會を催ふし十三年十一月となれば第三回大會を日
 吉町の講堂に開き講話の後築地壽美家に高宴を張るなど一時は朝野
 の耳目を惹けり而して本會の主旨とする所は

第一條 本衆の旨趣は人間共存の道を講究勸奨するにあり。

第二條 本衆の旨趣を討論行爲する爲め假りに其問題を分ちて法
 律教育理財衛生等とし諸會を開き又文庫を設置す。
 等にして衆員は毎月一圓の簽銀會費を納れ第二第四の土曜日に講話

會を開き又別に共存雜誌を發行しけり同衆は又曾て人を撰んで條約
 改正論を草せしめ各之を其國語に翻譯して英米佛等の諸國に贈りし
 ことあり其京橋に同衆の家屋を有するが故にや同衆は尙ほ今日迄永
 續せりとぞ。
 辰猪同衆に出席して主に法史を講ぜしが演説は此頃より世の流行と
 爲り政府の官吏までも時の風潮に誘はれて演壇に上り公然政府の非
 を攻撃して憚らざるに至れり此に於て政府は官吏の演説を禁ず之よ
 りして講演者益々少く講演の一事は愈々辰猪の頭上に落ち來りて政
 治法律社會上の諸問題を講ずる前後五十に及べり。
 諸今年も既に盛夏八月の候となりて都門は紅塵萬丈暑氣正さに堪へ
 難ければ此月五日飄然東京を辭して箱根湯本に遊び暫らく身を青山
 白水の間に置きて悠々精神を展べ煙霞深き邊りに逍遙して靜かに幽

情を養ふ。

東京に歸來りて後、も、全國有志の士が民權自由國會開設など、騒立つる其間も政治の事は一切行雲流水と見流して心に留めず、性來嗜みの寄席に劇居に出入して團左を觀、伯圓を聽くのみなりければ、陰かに之を傍より見る時は如何にも閑日月を貪るものに似たれども、其實は決して然らずして、優遊して心身を養ふの際にも學術研究の一事に至ては常に心を苦しめて一毫の微事も細々注意し、遊樂の間にも功を積みしかば、芝居や寄席にて實際の研究により、他日雄辨法の材料を得しもの少からざりしことは、其書を見ても知らるべく、演說中に俳優流の語調例へば、河井又五郎が落行く所は九州相良吉田で逢ふたど人の風説、金は女房を賣つた金の如き、語尾に名詞の殘る辭を使用して人の感を強くすべしと論じたるが如きより考ふるも、實際芝居や寄席に遊ぶの

團左を觀
伯圓を聽

金は女房
を賣つた

必要を感せしなるべし、されば自ら演說に臨みても往々俳優落語家流の口調を交へて滑稽諧謔を逞うし、以て聽衆の頤を解き凡俗の耳を樂ましめしとぞ、一日鐵砲洲の與平邸を訪ふて、獨りツラツラ苦學の昔を追懷しけり、此年の憲法律一班成る。

かくて辰猪は講演と著述と學問の研究に一身を委ねて、幼少より勉強の習ひ遂に性を爲して深夜鷄鳴を聞くも尙ほ睡る能はざる如き、惡僻を醸成するに至れり、されば青燈の下に今古東西の書を掃きて學殖彌々豊富を加へ、識見益卓拔と爲り、眼中早く既に先輩なく所謂三十登壇衆所尊となり、當時の政論場裡君が爲に重きを致せりと云ふ、明治十四年と爲れば時勢愈々切迫して人民の大聲四方に反響し來り各地に政治的團結起らんとす、此に於てか時の正さに到れるを見、君乃大石正己、末廣鐵腸、田口卯吉、波多野承五郎等の諸氏と相謀りて一の政社を組織

深夜睡る
能はざる
の惡僻

三十登壇
衆所尊

し名けて國友會と云ふ講演演説を事とし、又雜誌を發刊して國友雜誌と云ふ當時君の怨惡論一篇あり。

怨惡論

夫れ性情に數種有り喜怒哀樂の如きは蓋し其の最とす、然れども之を要するに曾未だ感情に基て發せざる者はあらず、故に感情は都て感情を支配するものと謂ふも決して不可なきを信ずるなり、而して感情の中に就て最も著しき勢力を人心に與ふるものは即ち怨惡の情より甚きは無し、蓋し喜怒哀樂娛樂等の情は時に由り人に因て強弱剛柔の大差異を現示し常に人心を支配するに大小厚薄ありと雖ども、憤怒怨恨悲哀等の情に至ては一たび人心に感染すれば深く銘して復た脱離せず、試みに思へ世に幽靈なる者有り演劇に稗史に數ば出現するを以て世の淺慮愚昧の輩は幽靈と化すれば乃ち輒すく

其の怨を報じ得べしと信じ、人を怨懟するの極、遂に身を投じて死するに至る者往々是れ有り、夫れ幽靈の決して之れ無きは固より論ずるを待たず、而して其の所謂幽靈に出逢ひ爲めに大に震懼する者は全く其の臆病なる心經の感に出づ、然れども其の幽靈なる言語の人口に膾炙したるに因り、遂に此くの如く貴重なる性命を擲つ者あるは其の愚實に笑ふに堪へたりと雖ども、以て怨惡の情は、太だ強勁にして諸情に過ぐる者あるを知る可きなり、故に彼の清姫の日高川に蛇身と爲りしと云ふが如き、固より奇怪の妄説に係ると雖ども是れ畢竟院本の作者が其の情人の無情を憤怨するの甚しき有様を喻へしに過ぎず、更に一步を進めて歴史の示す所に據て之を論ずれば晋の豫讓が炭を呑で啞となり身に漆して癩となり、其の聲音顔色を變じて趙襄子を橋上に刺さんとせしが如き、或は赤穂の遺臣四十餘人

が刻苦すると殆ど三年にして遂に吉良上野介を乃し以て亡君の讐を報せし如き世之を稱して忠臣義士と云ふ而して其の心情に入て之を察すれば即ち我が君主の彼が爲めに死に就きしを憤怨して事茲に至りしに出づ是れ亦怨惡の情は人心に非常の刺衝を與ふるの證にあらざりして何ぞや故に一國の政府にして權謀詐術を以て人民を待ち一朝輿論の之を看破するあるも猶其の過ちを改めざれば一般人民の其の苦痛に堪へざるより時に天下を擧げて怨惡の情を政治上に懷き遂に其の恐る可き結果を社會に現はすに至るもの有り豈深く戒しめざる可けんや。

蓋し英佛諸國の往時に徴するに政府が民怨を來たす原因の第一は裁判の不公平なるに由るが如し例へば官吏と人民の間に訴訟を起すとあれば假令ひ人民に十分なる證據有りて正理の存するあるも

其の裁判官は陰に官吏と通じ條理の極めて明白にして之れを羅織するを得ざる者にあらざるよりは常に人民を誣て曲者と爲し又刺史と州會と法律の見解を異にし州會議員の中央高等法院に出で其の審理を請求するとあれば刺史は己れが勝手の事業に向て消費せし費用を賠償せんが爲めに下附したる議案は州會に於て之れが支出を拒み遂に裁判を請ふに至りしを苦しみ法院の有司に依頼し以て其裁決に由て之を却下せしめ然らざる者は強て原告を失敗せしめ益す其專恣を極むるに至るが如きは未だ野蠻を脱せざる人民と雖ども猶其不正不理たるを辨知して之を怒る可し况んや稍や開明に進みたる當時の英佛諸國の人民に於てをや是れ後年遂に官民の争を引起せし所以ならんか第二は租税を増徴するに由るが如し英佛の如き近代に至る迄其の君主は常に戰略を事として屢ば戰を

外國と交へ、之に加ふるに奸惡なる宰相等の更る々々出で、君主を驕奢に陷溺せしめ、之に乗じて己れの私慾を逞うせんとし、爲めに財政歳出入の相償はずして歳に其の費用の足らざるを以て、頻りに租税を増加し之れを増加して足らざれば乃ち他の物品に課税し猶足らざる時は又別に異名を附して以て二重三重の税を徵收するが如きとありしより國民は皆其の租税の重きに苦しみ貧民の如きは身を投じ首を縊り爲めに死するに至るの有様ありて、怨望を政府に懐く者殆ど社會一般となり、世を擧げて一人の政府が止むを得ざるに租税を徵集するを信ぜず、之が政略を保護する者無きに至れり、夫れ法律の苛峻にして警察の嚴密なるは苦痛は即ち苦痛なりと雖ども未だ以て和平を好む人民の心を動かすに足らず、唯だ政府が民心を失ひ輿論の露々を來たすの本は租税を増徴する直接の一大苦痛を

與ふるに在るのみ、是れ英佛に於ては遂に官民の間に争亂を引き起せし所以ならんか、第三は朝廷が人民と結べる契約を履行せざるに由るが如し、此の事に於ては余の少く説明を要すべきものあり蓋し英王查理一世佛王路易十六世が國民の爲めに死刑に處せられ一朝にして其の九五の位を失ふのみならず併せて其の生命をも亡すに至りしものは果して如何なる原因に基づくか、エリサベスの如き路易十五世の如き種々の租税を増加し、様々の法令を設け人民をして非常の苦痛を感ぜしめざるにあらず、加ふるに鄰國互に其の疆土を争ひ人心の恟々として動もすれば兄弟干戈を以て相見んとし殺氣自づから社會に滿つるの時に際し、人民の猶忍で怒らざるものは猶未だ人心を煽起するの甚き者あらざるに由れり、而して查理一世路易十六世に及で忽ち一大争亂を上下の間に引き起せし者は何ぞや、

前代の君主は人民を待つ種めて暴虐なりしと雖も威權を以て事を爲せしに止まり、未だ人民に對して違約不信の罪を犯さざりき、然るに查理一世路易十六世の時に至ては已に學者の唱道に因て自由の說盛に社會に行はれ、爲めに民權の勢力日に熾盛に赴むくの景況を現はせしが故に、國王も少しく之れを畏るゝ所有り、且つ前代より數ば國會に請ふて人民より徵收せし金額の鮮なからざれば、今にして租税を増加するも人民の容易すく之れに應ぜざるを察し、乃ち人民と契約を結び以て己れの欲する目的を達するの一策と爲せしが、人民より屢ば其の契約の實行を請求するに及び毫も之を採用せざりしに因り、累世の民怨は熾々として一時に此の際に暴發せり、是れ英佛に於て官民の間に争亂を引き起せし一大原因ならんか、之れを要するに第一の原因は第二の原因に至て重きを加へ第二の原因は

第三に至て更に重大となれり、故に第三の原因の爲めに遂に一國禍亂の種子を播布するに至りしは以上の論辨に據て明白なりとす、然れば假合ひ第一第二の原因無きも第三の原因に由て擾亂を生ずべきは亦余の疑はざる所なり。

然るに世間頑愚の輩は、某黨の首領ども稱すべき人は近來頻りに國會開設の時期を延引せんとを主張し、政府に向て建議したりとの風説を信じ、頻りに之れを嘆々する者有り、若し此の風説をして果して信ならしめば、是れ何ぞ狂人の所爲と異ならんや、故に常に改進主義を取らるゝ我が政府に於ては決して之を採用せられざるは勿論なりと雖も、彼の頑愚の輩の如き若し此の説を以て適當なる考案なりと思惟せば、誠に國家百年の大計を誤る者と謂はざる可からず、已に英佛に於て契約を履行せざりしに因て、一大騒亂を社會に速きし般

鑑あり、苟も昨年十月十二日に既定せられし開設期限をして數年の後ちに延期せらるゝが如きあらば、其時に至て我が邦人民は果して如何なる感情を起すべきや、余今明かに之を言はずして諸君の明能く之を察せん、然りと雖ども此の説たる固より齊東野人の口頭に出で、其の必ず謬傳なるは余の深く信ずる所なり、噫如何に彼れ頑愚の輩と雖ども豈に此くの如き妄語を今日に放ち以て社會怨惡の源を造るを欲せんや。

今や全國の人民翕然として國會開設の符讖の下に集まり、人民の政治運動極めて猛烈なる中にも東北及信州地方は其尤甚しきものにして殊に信州松本の如きは獎匡社なるものありて、社員二萬有餘の總代を上京せしめ太政官に出頭して國會開設斷行を迫る程なりければ、政治熱尤熾盛にして一時天下の耳目を惹きし程なれば、此年五月信州越後

山形縣へ
遊歴す

山形等の人民より招かれて二三の同志と共に此に向つて出發せり。

旅行御届

一私義本月五日出立山形縣へ遊歴の爲凡そ三十日間滞在の見込を以て罷越間此段御届仕候也

京橋區日吉町一番地

竹内長四郎同居

馬場辰猪印

戸主

竹内長四郎印

明治十四年第五月四日

京橋區長 江塚庸謹殿

各地を遊歴し來り、信州小諸に到り、此所にて端なく警察官と衝突を來たし、一周間留置せらる。之れ君が政治運動に於ける蹉跌の第一回なり。

政治運動
第一回

〇〇、越後に至り二十五ヶ所に於て演説を爲し到所に地方警官漫に權勢を弄して演説を妨害し、人民亦甚だ彼等を恐れしかば心密かに人民の腑甲斐なきを憤りけり。



自由黨組織の大會に

第十二 撰られて副議長と爲る

人民の腑甲斐なかりし割合には其運動は甚活潑なりしなり、國會開設請願の符牒の下に全國の人民無慮十三萬餘人結合同盟して、國會期成同盟會と爲り建白を爲し請願を試みて敢往勇進止まる所を知らず、自由民權論の木鐸として民間の人士に尊崇畏敬せられたる板垣退助は此機に乗じて東京に乘込み、此時全盟會は二派に分れて一部は大日本國會期成全盟有志公會と爲り又一部は自由黨と爲れり自由黨は一方に國會開設請願を主張し、一方に民權自由主義の北斗星と爲らんと期せり、乃十三年末鎮地に會して沼間守一、河野廣中、松田正久、植木枝盛、草間時福、林包明、香月起經等相議して左の如き盟約を爲せり之れ、即今の

自由黨の萌芽なり。

自由黨結成盟約

第一條 我黨は我日本人民の自由を擴充し權利を伸張し及之を保
存せんとする者相合して之を組織するものとす。

第二條 我黨は國の進歩を圖りて民人の幸福を増益することを務
むべし。

第三條 我黨は日本國民の常に同權なるべきを信ず。

第四條 我黨は我日本國は立憲政體の宜しきを得るものなるを信
ず。

かくて翌十四年に至れば所謂北海道開拓使官有物拂下事件なるもの
起りて世論驚然たり、此時に當り沼間守一嚶鳴社を組織し佛國派の政
論を唱道して横濱毎日新聞紙上に花を咲かせ、福地源一郎嚴正中立主

義を以て日報社に筆を振ひ、東京日々新聞は朝野の間に重きを爲し、藤
田茂吉報知新聞にあり成島柳北末廣重恭等朝野新聞にあり、西園寺公
望東洋自由新聞にありて中江篤介等と共に大に佛國自由主義を唱へ、
十八世紀末個人自由主義の極度主權在民説を以て一度歐洲を振動し
たる彼のルソー民約論を擔き出たして、壯年詭激の士を喜ばしめ從
來の自由民權論者に絶好の一武器を與へ、且公望顯要の身を以て之迄
世人が草莽士人の業とのみ信じたる民間新聞記者となりしかば、之を
見て政府に於ても大に驚愕狼狽したる程なり、其他東京經濟雜誌と云
ひ近時評論と云ひ民心を鼓舞し輿論を作興して何れも民權自由の説
を唱へ相並んで各々政府の一敵國を形造りたりしかども、政府攻撃の
好題目は未だ之と云ふものなく唯平生の持論を唱へて其運動も區々
なりしが、此に至り官有物拂下事件起るや以上沼間、福地等の諸氏相會

して所謂新富座大演説會を催ふし大に政府の處置を難んじ都下の人
 士蟬集するもの五千有餘人演説會の盛大振古未曾有と稱すかゝる勢
 なりければ之よりして政府攻撃の聲は日に益々喧しく天下の形勢方
 さに一大動搖を初めたり經世の士は此好時機に遭遇して期成全盟會
 と自由黨との二派に其勢力を分つを得策にあらずとや思ひけん此二
 派の人々は翕然相合して此年十月淺草井生村樓に於て二派を合同し
 て自由黨なる一箇の大團結を組成せり之を見るや滿朝俱に震駭せり
 國會開設の大詔煥發せしは則此會合の眞際中なり而して當時自由黨
 の黨議は左の如し。

第一章 吾黨は自由を擴充し權利を保全し幸福を増進し社會の改
 良を圖るべし。

第二章 吾黨は善美なる立憲政體を確立することに盡力すべし。

第三章 吾黨は日本國に於て吾黨と主義を共にし目的を同くする
 者と一致協合して以て吾黨の目的を達すべし。

板垣を推して之が總理と爲し中島信行を副總理となす此時よりして
 馬場辰猪は薩長政府の反對に立つて内外の政策を論評難詰せり自由
 黨組織の大會に當りて撰まれて副議長と爲りしが始め君同黨の將來
 を慮りて其黨員と爲るを好まず隱に力を盡すべき下心なりしも爰に
 同黨を組織するに當り名實兼備はりて能く之を統轄する者なかりし
 かば諸友君を推して其任に膺らしめんと勸告已まざるより明日總會
 あるべしと云ふ其前夜遂に同黨に加盟することゝ爲りて議長の椅子
 は後藤象二郎氏に在りと雖も君は副議長の資格を以て實際議長の務
 に當り幹旋勞を吝まらず爲に能く其形を成すを得たりと云ふ後藤象二
 郎馬場辰猪末廣重恭竹内綱の四氏常議員たり。

當時同黨の總理板垣氏は其志を述べて曰く

余が今後の進退舉動は都て黨員の衆議に従ひ決して一人の私を以てせざるべし、且又專制政府の下に政黨を組織せんと欲するものは勢必中央集權の筆法を用ひて各社の勢力を一所に集め、以て恰固形、軀と爲して政府に對するに非れば黨勢甚微弱なるを免れず。

と當時自由黨の範圍は頗る廣く矯々の勢を以て都鄙遠近の各社殆之に加はらざるものなき程なりしが、君及大石等は板垣の所説に反對して曰く

否、寧ろ之を米國聯邦の軀裁に則り、各社を以て各州に擬し、各隨意に運動せしめて此黨勢を張るに如かず。

と板垣堅く執つて聽かず、君と板垣とは其操縦策に於て既に衝突を來せり、兩虎相闘へば共に生け難し、此ぞ君等が後日遂に同黨を脱するに

至るの天氣豫報にして之より黨中分離するもの多く種々異様の黨派を生ぜり。

爾後自由黨は其勢益々加はり、同黨の幹事は屢々警官と衝突論議の末集會條例犯則の宣告を受け政府は又同條例を改正追加して、極力其勢力を殺かんとす、後進政治家大隈氏廟堂に秘策破れて、朝には薩長聯合の反動を誘起し、氏は直ちに野に下りて立憲改進黨を創立し、沼間守一等嚶鳴社を率ゐて來り投せり、維新以來凡そ政論の沸騰して人民の運動の猛烈なる未だ此時より甚しきはあらざるなり、かゝる中にも自由黨の黨員は熱心事に従ひ板垣總理遊歴して甲府に至り、同黨組織の大意を演説し、英岳の南に出で、更に岐阜に入り、金華山麓の一公園に於て有志者の懇信會に臨み、一刺客の害に逢ふや、板垣死すとも自由は死せずとの警語によりて民間有志家の輿望は愈々此元老星に集中し來

り、同黨は遂に其機關として自由新聞を發行するの運ひに至れり、辰猪、
中江、末廣、田口等の諸氏と同社幹事と爲り名譽漸く上りて成島柳北の
請により朝野新聞の名譽社員と爲る、當時自由新聞社々員の表を覽る
に左の如し

社説掛						
奥	植	田	末	田	中	馬
宮	木	口	廣	中	江	場
内國諸法律		社説材料				

自由黨の勢焔は今や將さに土を捲ひて重ね來るものからんとす、黨員
は四方に奔走して遊説怠りなく、自由黨は國中の人民を味方と爲して

調			局			報 雜			計 會		
栗	西	佐	栗	西	佐	野	梅	吉	島	西	谷
伯	河	外	原	河	外	崎	田	田	屋	村	
外報調			地方巡回			諸官省、雜報、 田相場、 崎廣告掛、雜報掛					

政府は思
ふ所ある
が如し

早晩政府と一快戦せんと期するもの、如く政府は頗る其勢力の容易ならざるを見て、竊かに思ふ所あるが如し。



議合はずして脱黨し同志を

糾合して獨立黨を組織す

第十三

此の如く自由黨が人民の輿望を得て其黨勢益々盛大と爲らんとする時に當り、板垣總理突然外遊を企つ。辰猪乃ち大石末廣等と共に其非なるを論じて曰く、今の自由黨は喩へば船の構造既に竣工して將さに港を出てんとするもの、い如し、此時に當り船長なくんば如何にして其進行を始むべきやとて言葉を盡して之を止むるも總理は之を容れず、東京の上にて取計ふべき由を述べ相談半はに其體函根に立去り、九月十五日に至り板垣は斷然意を決し、幹事をして一書を馬場に送らしむ。前零昨十四日總理より召喚に付參り候處、通日來諸君の御心配被下候、洋行一條該二大問題（一金の出所云々）及び政府へ脈絡を通ずる云

板垣總理
外遊を企
つ馬場其非
を切論す

板垣意を
決し書を
馬場に送

々の掛念共に断じて潔白なる以上は別に諸君子之芳意を空ふする筋にも無之候間、決然取きはり来る廿二日解纜航船に投じ候心得に候間、其旨常議員諸君に御通知申吳れとの事に付、書面上にては行違も出来可仕敷を恐れ、態々推參致候得共生憎御不在に付乍零義〇〇申上置候猶委曲は御面晤に可申候。

九月十五日

匆々

幹事

馬場辰猪君

欄下

當時流言あり

當時世間に流言あり、曰く板垣の洋行費は政府より出でたり、曰く板垣竊に伊藤參議と謀る所ありと、蓋之より先き伊藤は憲法成典取調の爲歐洲歴遊の途に上りたればなり、政府が此際苦策在野黨の有骨漢を羅

探偵書

して頻りに政府に引入れんとするや、改進黨は此機に乗じて板垣の洋行に關する浮説を其紙上に隠露せしかば、之が爲遂に自由改進黨の大軋轢を引起して兩黨の黨員は各互に敵黨の肉を啖はんと欲す、而して自由黨は容易ならざる内訌を來たせり、改進黨は此に乗じて其黨員を離間せんとす、左の書信は當時の内情を示すに足らんか。

我輩等昨冬已來、實行會を設け同志を集合して密かに謀る所あり、會員中より政府及反對黨改進黨を云ふならん、の謀議を探偵せしむることを力めり、然る所昨夜左の如き書狀を茨木縣人田野某の元へ送らんとして、我輩出す所の探偵者に托せり、乃大畧を寫して以て諸君の注意に供す。
かの一件、(蓋し自由黨を分離せし)今回の機を誤たず、御盡かかれ、元來板垣洋行に付ては、彼徒中種々の疑念を生じ、可否の議論、自ら二派に

分裂すべし然れども板垣平生の舉動に於て之を見るに一たび決定せば容易に動かし難しされば洋行を非とするものは必ず不平を抱くや明かなり竹内の探偵書に依れば己に馬場等は之を非とせりど元馬場は外面板垣と合するが如しと雖も其實決して相容れざることは先年眞邊(開作)の断に依つて承知せり今回の機に乗じて板垣と馬場等を離間するは甚だ容易なるべし如斯せば馬場朝野記者等を誘ひ私怨を生じて板垣向來の行爲を妨害するや明かなり又彼等自由黨を分離すれば府下に孤立の姿と爲るべし沼間、島田等は竊かに馬場、板垣、竹内等を初め自由黨の重立ちたるものを譏諷して社會に信用を失はしめんとせり又沼間、島田等は今回の機に乗じて自由黨員を己れが黨へ引込まんと思れり是れも某々等の探偵書にて明なり(中略)既に該黨中最も勢力ある土佐の壯士は二名の總代を上京せ

しめて大に板垣を非難せり改進黨は私怨を以て攻撃し板垣を初め自由黨中重立ちたるものゝ信用を失はしめんとす云々。今朝某の探偵書に依れば彼の黨自由黨の本部及新聞社は將さに瓦解せんとすと云々。

畑 山 拜

九月十五日

- 板垣君、馬場君、北田君、大石君
- 大井君、田口君、林君、中江君

自由黨本部の諸君へ御通知を願ふ。

而して昔之れ板垣洋行の一事に其原を發せり馬場と板垣と相合はざるは實に此書信中に言へるが如し、惟此實行會なるものは其果して如何なる主義者の集合なりしや知る可らずと雖も其書面の上より考ふれば暗に自由黨に左袒せるものなるべし、初め板垣同黨集會の席上に

一方は名望を以て學問を立つて世に名を立つるなり

て總理當選を辭せんとして演説せる其中に云へる様
余は一身を以て世路の困難に當り自由の爲に盡力することは敢て
一步も他人に譲らざ然れども天性嚴格に過ぎ物を容るゝ能はず故
に政黨の首領と爲るは不適當なり宜しく別に其人を撰擧すべし
と是實に能く自ら己れを知るの言と謂ふべし板垣の性氣既に此の如
し而して辰猪亦剛正嚴峻平生容易に人に屈することゝ爲さず纔かに
板垣を推して之を總理に戴くと雖も辰猪の學識は固より板垣が二三
の翻譯書に由りて頑屈迂遠の孔孟主義に箇人自由主義の極端説を上
塗りしたるの比にあらず板垣の名望は固より洋行歸りの白面書生が
及ぶ可らざる所に於て一方は名望を以て信を天下に維き他方は學識
を以て萬人の推す所なり二人が當世に誇れる立脚點の異同此に在つ
て存せり夫れ名望を以て信を維ぐ者は衆を頼み輿論を負ひ依つて以

金魚と鮎に似たり

一處を以て教ぜし所

て一意自家の見に反するの論議を排し爲に名士の眞面目を塗抹して
却つて往々難群の一鶴を殺すことあり學識を以て推さるゝ者は胸算
明かにして事に處する敏活に過ぎ卓見獨り衆愚を晒つて名望を傷け
發憤苦争して却つて蹉跌を招き自信の心反抗の念と共に燃え來りて
狭量に傾くことあり是を以て退助と辰猪とは互に敵國相成して吳越
の如く兩者形質の異なるは金魚と鮎にも相似たり金魚鮎に對つて汝
の肉は實用を期すと雖も骨硬く臟腑苦くして喰ふに堪へずと云へば
鮎も亦金魚を嘲つて云ふ汝の鮎は美にして人の目を惹くと雖も肉瘡
せ味毒にして人を害せんと名望家と學者は由來相容れざるなり二人
の常に相衝突するや決して怪む無きなり而も尙ほ二人の結托一致し
て暫らく相寄りし所以のものは主義の爲のみ即當時民論の燒點たる
民權自由主義の爲に相合し相結ひたるのみ曾て其間に意氣相投じ肝

百四十四
膽相照すが如き知己の快感は存せざりしなり。後藤氏の如きは此邊の掛引には板垣に勝さること言ふを待たざるなり。故に同黨中に相伍して曾て辰猪と衝突したる如きことあらざるなり。改進黨が先づ板垣と馬場とを離間せんと計れるも甚だ故あるなり。辰猪の明眼固より黨中内訌の不可を知りしならん。而も日頃の性情は辰猪をして此間に處して綽々餘裕あり春海洋々漣波穩かに岸を叩くが如き風趣を見る能はず。忽ち怒濤激發して、ア、ア、陰雲慘澹の殺風景を演せんとせり。退功と辰猪とは實に先天よりの敵人なり。全月二十八日板垣遂に馬場に向け本日自由新聞社に於て發起委員多數の決議を以て、貴下當社の員たることを解除候に付此段御通知申入候也。

明治十五年九月廿八日

社長 板垣退助

馬場辰猪殿

社員解除の一書を送れり。而して自由新聞社は此時社運既に衰へたり。同社の末廣が馬場に與へたる手紙の中に、從來御草稿御投寄被下候分一日六圓と定め差上候處、今回社中種々改革等も致候に付ては、自今社説上に掲載せし分は一日に付三圓以下の範圍内にて拜酬候様致度、云々と云へるにても推知せらるべし。
十一月十一日、總理板垣遂に雲煙萬里の途に上れり。自由新聞社の今村、栗原等隨行せり。果せる哉。船長なきの自由黨は爲に一頓挫を來たせり。是に於て辰猪、末廣、大石等相携へて自由黨を脱せり。君は同志の士を糾合して頼りに運動を始めしかば、當時同黨より分離せし者の中には隨分賛成を表せしものも多し。猶各地方を遊説して、我々自黨の集合に力めたりしかば、黨勢次第に振ひ世人は之を目して、獨立黨の名を下せり。

三圓以下
の原稿料

板垣洋行

自由黨を
脱す

獨立黨

此間君が前後の苦心は中々筆紙に盡し難き程にして、時としては貧困の極に陥りたることもありしと云ふ、偶々洋行歸りの持囃やさるゝ時節に際會して而も才學拔群の譽れ高かりしのみか、所謂黨員網羅策に依つて君が僚輩官海に陥るものも多し、昨は野に在りて猛り狂ふたる獅子も今は朝に入りて眠れる猫の如く爲りければ、政府は又君を誘つて採用せんとせしこと度々なりしも、君曾て之を顧みず、獨り自ら卓然薩長政府の反對に立ちたる當初の志操は、飽までも持續して政治家たるもの、節義を完ふしたるは、流石に平生の素養に負かずと謂ふ可し、かゝれば此年十二月廿四日夜私かに懐を述べて云ふ

家族は不平を言ふ、金はソソをする、借金は増す。

又全月三十一日夕方北風窓を吹いて夕日西山に没せし頃、孤燈の下に再び懐をのべて云ふ

借金は、あまたあれども、さのみ苦みもせず、年を越ゆると思はれるなり。

尙ほ和歌二首あり曰く

借金の重荷をかたにかけながら、やすく越ゆる年のくれかな。

一人の身には過ぎたる借金を肩にかけつゝ、越ゆる年かな。

安々と年を越ゆると云ふと雖、其實甚だ安からざりしなるべし、此頃加藤弘之氏、人權新説を著はして、天賦人權の妄想たるを辨じ、人權なるものは國家に依りて賦與さるゝものたるを論ぜり、即進化主義を人權に適用し論及して曰く

吾人人類世界は實に千種萬類の競争を以て組織せらるゝ、一大修羅場と云ふも可なるものにして、此一大修羅場に在りては必ず躰質心性に於て遺傳と變化の優劣なる者が遂に捷を獲て其劣悪なる者を

倒し、以て之を制するを得るは彼の動植物世界と全く異なる所あらざして、此事たる實に永世不易なる萬物法の一大定規と云ふべきなり云々、又曰く然るに妄想論者の妄に天賦人權説を説くは宛も昔日加里勞牛頓等諸氏が天賦地球の實理を發見せし時に方り、僧徒等が猶天動地靜の妄説を主張して明々白々争ふへからざるの實理に抗したると一般なり、余を以て之を視れば、天賦人權主義は猶塵氣樓の如し、人をして一時其の奇を悦はしめしも既に消散滅盡の時到れり云々。

天賦人權論

君乃ち天賦人權論を著はして之を駭せり其中に言ふ

抑も天下の事物は鹵莽滅裂にして毫も一定の規則無き者なるか決して然らず宇宙間には自然の定規ある在て天下の事物は皆此定規に従はざる者なし而して其自然の定規とは何ぞや曰く萬物の世界

に生するや必ず一定の自然力あつて天下萬物皆此力に因つて生せざる者あらず例へば風の起るは空氣の力に因り華葉の茂生するは草木發動の力に因り人間の活動するは自然の生活力に依るか如此等數種の作用は各々其の形態を異にすと雖とも然れども之れか根原に溯りて細かに視察すれば皆一定の力ありて其力に歸納せざるもの無し試に風へ漚船の運轉するは其器械の發動力に因り器械の發動は蒸氣の膨脹力に發し蒸氣の膨脹は石炭の燃料力に出で石炭は則ち曾て太陽の熱光を植物に注射し其植物の地中に埋没し數千年の久きを経て變生したる者なり故に其漚船の運轉し器械の發動し蒸氣の沸騰し石炭の生出するも極めて其最初に溯れば自然に生したる太陽の一方に歸する者なりと謂はざるへからず而して人間の、此世に生活するも亦此の理に外ならず人の家屋を構造するが

如きは人間の腦力の發動に由り其腦力は生活力に基き其生活力は滋養力に出て其滋養力は植物の力に起り其の植物は太陽の熱力に發起するものなり故に其の人間の家屋を構造するか如き腦力の發動するか如き滋養物の發生するか如き植物の生育するか如き等能く其根原を尋ねれば亦皆な是れ太陽の一方より起因せざるは無し然らば則ち天下事物の根原たる自然力なるものゝ作用は實に千變萬化にして殆んど端倪す可からざるか如しと雖ども其の根本とする力に至ては毫も消滅死廢に屬するものに非らず理學家所謂元素無盡の説は則ち此の理に外ならざるなり

然り而して其の根本たる自然力なるものは止た世界に存在し其分子の無盡なるのみならず花卉となりては美麗ならんと欲し果實となりては成熟せんと欲し水となりては流動せんと欲し熱となりて

は膨脹せんと欲し以て各々其保持する所の性質を發達して其目的を達せんとするの傾向あるものなり

余は既に天下の事物は皆自然規定の活動力に由て作用を爲し且つ其活動力は終始無盡にして消滅せざるのみならず各々其變形變狀の際に於て必ず一定不變の定規あることを辨説すべし試みに看よ茲に一樣の製造に係る甲乙の砲銃あらんに同量の火藥に同量の砲丸を盛り而して空氣の抵抗力若くは其他の事情も同一なる時に於て之を放發せば甲乙共に同様の距離に達すへし又茲に同一の製造に係る甲乙の鼎に同一同様の水量を盛り又之に同様の熱度を與ふる時は甲乙共に同時に同様の有様を以て沸騰すへし是れ果して何等の理由に原因するかと尋れば是れ即ち自然法の定規の相一致するに外ならざる也

之と同一自然法に出づる活動力の進行に於ても亦必ず一定の方向あるものなり其方向とは何ぞや曰く物の進行するや其最も防碍鮮き地に向て進行する是れなり例へば樹木の其根を長するや或は瓦礫に遇へば其瓦礫の少なき地に赴き或は乾燥なる處に至れば更に轉して水氣の在る所に向ひ又種々の妨碍物に遭へば其間隙の在る所を求て長ずるが如き其狀猶動物社會と一般なる有様なるに非ずや人亦實に此の如し喩へば人有て枝上の菓を摘まんとするときは必ず其之を取るに最も便利なる手段を用ふるならん此等數種の者各相異なるも雖ども可成的障碍を避け可成的平易の處に就くに至ては皆一なり是れ即ち避難就易の定規と謂はずして將た何とか謂はん夫れ斯の如くなるが故に人類社會の運行も亦常に此の如きものなり喩へば野蠻人が水草を逐て轉住する際に於て東方には大敵

野を蔽ひ西方には大河の横るあり北には峻山峨々として上ぼるべからず獨り南方のみ障害鮮き時は必ず南方に向ふて奔るならん是れ人間なる者は必ず自然の生存を求めんと欲するの性あるに因る者なり然るに間々危険の地に陥り非常の災害に遭遇するものあるは他なし智識經驗の乏しきより或は其危険なるを知らずして其害に陥り或は利害の比較を知らず誤つて失敗を招くに外ならず是れ人間の自然に有する所の性質にあらずして唯た人間の誤謬に出てたる奇禍と謂はざる可らざるなり

斯の如く論じ來れば第一宇宙の萬物は不消不滅の自然力に由りて生じたるものなると而して人類も他の動植物と共に此の自然の變化力より生じたる現象に外ならずと第二既に變化して人間たるの現象を顯はしたる以上は必ず其目的を達せんと欲すると他の動

植物に異なるとあるに非ざると(第三)其目的を達す可き道理に於ては何れの邦國の人民と雖とも必ず相一致すると(第四)其目的を達するに就て運動する所の方法は常に障碍の最も少き地に向て進行せんとを求むる者なるとは已に明々白々なるに非ずや

前段説く所の理は獨り有形上の事物に止らず人類無形の上或は道德上に於ても亦必ず此の如きものなり茲に一個人の此世に出ると假定せよ其人は必ず自己の生存を保持せんと欲するならん其生存を保持せんと欲せは必ず之が幸福を求むるならん之が幸福を求めんと欲せは必ず其幸福を求むるに就て最も障碍の少なき手段に頼るへし之と同く苟も一國社會を組織する人類は必ず其已れ等が組織したる社會の生存を保持せんと欲するや又疑を容れず既に其社會の生存を保持せんと欲するか必ず之が幸福を求めざるへか

らず之が幸福を求めんと欲するか復た必ず其社會を生存するに障碍最も少なき道に頼て之を求む可し然り而して其障碍最も少なき道とは何そや人民の自由平等即ち是なり若し夫れ人類に自由平等なるものなかりせば社會の生存幸福を得るの際に於て常に障碍の起ると多かるへし試みに思へ一人の力を以て多數人民の生存幸福を圖ると多數人民の力に任せて其生存幸福を圖らしむるとは其困難孰れか多く孰れか少き而して又其生存幸福を圖るには其人民をして自由に活動せしむると之を束縛率制するとは孰れか果して障碍の大なるやは敢て識者を俟たざるへし是故に太古野蠻人民の有様を視るに各人皆武器を携へて自己の生存を圖る如き殊に婦女子に至るまで各武器を携帶せしめたるがときは既に各人各個に自由を有して十分に活動せしむるの便を知るか故に非ずして何そや

且又敵人と戦ひ敵手の寶玉家財を奪ひしとき平等に之を分配したるがごとき土地を共有して生活を圖りたるかごとき要するに皆是自由平等の主義に基くより起りたるものと謂はざるへからず然り而して余が所謂自然法とは則ち之れ是の謂にして又是自然法に従て請求すへき權利を自然の權利とは謂ふなり故に曰く其人類が自然の權利を求むるは則ち平等自由を求むるか爲めなり其平等自由を求むるは則ち人類の生存に障礙の寡き道を求むるか爲めなり其人類の生存に障礙の寡き道を求むるは則ち人類の生存を求むるか爲めなり其人類の生存を求むるは則ち人類の幸福を求むるか爲めなり其人類の幸福を求むるは則ち人生の目的を達せんが爲めなり其人生の目的を達せんは則ち自然力の變化を全ふせんと欲するが爲めなり其自然力の變化を全ふせんと欲するは則ち不消不

減なる自然力の作用に従ふものなりさればこそ此自然法より生ずる權利は人爲の製作に非ずして天賦人權なりと謂ふへし何ぞ之を稱して屢氣樓と云ふを得んや
以て君が學識の一端を見るべきなり。
諸又翻つて自由黨を見れば今や將さに一種の革命黨と化せんとす自由黨は薩長政府に對して最早言論を以て争ふの無益なるを思へり黨員河野廣中等の福島事件なるものを引起せり政府も亦實に無法を極めて河野等が高等法院に移さるゝ迄には警官より殘酷の處置を受け或は靴にて面部を蹴られたるものもあり或は雪中に直立せしめらるゝこと數時間に及ひしものもあり天下の人心之が爲に愈々憤激し板垣の歸朝を待つて將さに滿朝の政弊を一掃せんと豫期せり政府亦眼を見張りて黨人の動靜に喜愛し頻りに四方を警戒せり既にして板垣

講談禁止
の令書下

英佛諸國を歴遊して將に歸朝せんとするや、一片の命令書突如として辰猪の面前に落下せり。

百五十八

東京府士族

馬場辰猪

其方義自今東京府下に於て公衆に對し政治に關する講談論議禁止候事。

明治十六年四月十二日

警視總監 樺山資紀

政治運動に於ける
二回の第
す板垣歸朝

此れ君が信州漫遊後政治運動に於ける蹉跌の第二回とす。以て當時政府の苦心の在る所を想ふべし。而して板垣の歸着するや、就て其説を叩けば有志家の豫期は索然として敗れ、板垣の所説は政弊の改革より先づ社會生活の進歩を計ること目下の急務なれとて、時人をして一驚を

自由黨解
散す

講談の禁
を解する

喫せしめ、爲に自由黨は此年十月に至り大坂に於て一旦解黨するに至れり。かゝれば既に政熱も冷却せり民心亦萎靡して振はず。滿朝の諸公宜しく春眠すべきの時ならんか、果然全月十二日に至りて政治講談の禁を解かる。

其間口を禁せらるゝこと半歳に及べり、爲に氣力を挫折せしめざらんが爲にや、禁中一回箱根に遊んで、深山幽谷に入り白雲を退ふて暫らく

箱根に遊
ぶ明治義塾
を創す
訴訟鑑定
所の主旨

世外の人と爲り、更に歸京り來つて明治義塾を創し俊才の養成に志し訴訟鑑定所を設けて法律事務に従事せり、其主旨に言ふ

訴訟の性質を談白に云へば一方は無理にして一方は道理なり、無理と道理と争へば無理の方敗北して勝利は常に道理の方に歸すべきこと當然なれば初より訴を起さざるこそ上策なれども、局に當る者は迷ふ世に訴訟の絶へざる由縁なり、左れば當局者は訴の將さに起

百五十九

らんとする其前に私に之を法理に照らし、て豫め其理非を知り或は未だ訴へずして相和するが如きは本人の利益のみならず人間社會の美事と云ふ可し。若しも然らずして徒に紛議に迷ひ可憐光陰と金圓とを費したる其上に愈々敗訴にもなるときは相手方の入費までも拂はざるを得ず、沙汰の限にあらざや、本所は即ち此出訴前に理非を鑑定せんとするものにして、凡そ訴訟事件に就き疑はしき箇條を以て來話あれば、學士等が内國外國にて多年學ひ得たる法律の眼を以て精密に鑑定し、尙これを現行の法律に照らし、て懇篤に其曲直當否を示すべし。

想えて十八年に至り、此年七月廿九日淺草井生村樓に於て日本美辭法に付きて獨演説を爲し三時間に亘る、即纂めて一卷と爲し「雄辯法」と名けて出版す、十月又箱根に遊び湯本に留まり、福住樓上に獨り熟々往事

を回想して、感喜憂を催うし、心浮沈を吊し、即ち筆を驅つて英文自傳を草す、烏兔匆匆、歲月流水に似たるかな、半生の苦心容易ならず、三十六歳恨中に過ぐ、花老い、月逝きて、山頭既に白雪を見る、一年夢の如く、今年亦將さに暮れ、なんど計らざりき、此年十一月廿一日は君が終生の命運に少からざる差響きを與ふる一珍事の出來する日ならんとは。



第十四 竟に奇禍を買ふて身命危く、
快乎志を齊して異邦に去る。

花は狂雨に掩かれて春苑に空しく月は行雲に掩はれて夜天に慘たり、
浮沈窮り無ふして禍福豫め知る可らざるは抑人事の常態なるにや、
暁る十一月十六日君は大石氏と共に所用ありて横濱に赴き同日全地
外人居留地四十八番館英人マニームス、ピ、モリソン方に至り、ダイナ
マイトの効用使用法及代價を問ひ其見本の一覽を求め、鑛山用に供す
るとして賣買手續を問ふにモリソンは日本政府の規則に遵はざる可ら
ざる旨を答ふるを以て、辰猪はテ、松井大石はク、高田と詐稱し、二人
其儘モリソン方を立出てたるに、此事忽ち其筋に聞えて爆發物買入注
文の嫌疑を蒙り全廿一日入獄の奇禍を買ふに至る、之君が政治運動中

蹉○跌○の○第○三○回○に○し○て○抑○亦○畢○生○の○大○失○策○と○謂○は○さ○る○可○ら○さ○る○な○り○時○恰
も○舊○自○由○黨○員○大○井○氏○等○の○一○輩○が○將○に○朝○鮮○に○航○し○て○謀○る○所○あ○ら○ん○と
し、其事忽ち露頭に及びたる折柄なれば、今又二人が右の嫌疑にて拘引
せられたりと聞いて、場合と云ひ人物と云ひ世間にては、皆こそ彼連累
ならめと臆測し、愈々審問の上は何等の關係を發覺すべきか、又公判の
次第によてり、は意外の刺戟を那邊の人心に起さしむべきかなど、機々
と疑心を起して、一時裁判の成行に世人の注意を呼起せり。

明治十八年を獄舎の裡に送り翌十九年の新正を鐵窓の下に迎へ、一月
十八日に至りて豫審調べを受け五月に至りて始めて公判を開かる、即
其第一回を全月十一日東京地方裁判所第二號公廷に於て開廷せり、掛
官は葛葉判事、檢察官は川淵檢事なり、被告馬場大石の二人は繩取りに
引かれて入廷し、辨護人増島、高橋、澁谷、元田、岡山、佐伯の諸氏は馬場、大石

の後に在り、二人は半年の久しき囹圄に繋かれたりしを以て身軀瘦衰へて顔の色さへ自ら蒼白く見らるる中々に氣の毒の風情なりけり、裁判官は例に依り一々二人の身分職業住所年齢出生の地を問ひ了り、テ檢察官起立して威備を繕ひ其意見を陳じて曰く

本件は馬場大石の兩人が爆發物取締規則違犯の件にて、其事實は昨明治十八年十一月十六日午後二時頃横濱區居留地第四十八番館英商モリソン方へ赴き、其目的は鑛山用なりとてダイナマイトの使用方法より其効用等の質問を爲し、五十磅入のダイナマイトを注文しながら其目的を證明する能はざるに在り、其證據は第一に神奈川縣警部補松本が手續復申書、第二に神奈川縣警部長田健次郎の報告書、第三に警視二局に於ての檢證書、第四にモリソン手記の陳述書、第五に馬場辰猪の手記せし名刺の現存、第六に警視廳第二局及豫審廷に於ての各自

の陳述、第七に豫審判事の言渡等にて明白なり、依つて相當の審判あらんことを望む

とて靜かに坐に復すれば、裁判官曰く被告は兩名なれば順序を定めて訊問すべし其順序に意見あれば申立てよ、被告等曰くなし、判曰く然らば起訴の順序に據り馬場より始むべし、とて裁判官は書記をして關係書類を朗讀せしめ、之にて一先つ休廷と爲り午后再び開廷す。

増島辯護人曰く
前に續きて關係書類を朗讀せらるる前に裁判官貴下に請願したきことあり、其は此公判の延期なり、去る七日附を以て辯護人一統より請願せし如く此犯罪の現場に居合したるものはモリソン氏一人にて、外に居たるものなし、依つて證人としてモリソン氏を召喚ありたき旨を願ひたるも御聞届なきより、辯護人一同は再相談し英人リッ

チフホルド氏を代理とし、英國の法律に據り當法廷にモリソン氏を出されんことを求めしに、英國憲廷は直ちに其旨をモリソンに達し來る十七日即次の月曜日に上京せしむる由、此の如く只今横濱より電報あり就ては本日は此れ限りとし其日迄延期あらんことを請願す。

檢察官答へて曰く

當法廷は治罪法に依つて定められたるものなれば治罪の手續は一切同法に據らざる可からず、然るに證人若くは參考人を召喚するとせざるとは同法が裁判官に與ふるの職權にして、辯護人自身に於て證據人若くは參考人を呼出すは、法律の許さざる所なりとす、且つやモリソン氏をして當廷に出さしめ其陳述をして多少この陳述書と相違するものあらしむるも、其は證據となるものにあらざれば敢て

召喚するの必要なきものと信ず、依て裁判官は斷然其請願を却下ありたし。

増島又曰く

證人を召喚するとせざるとは固より法官の職權なるは拙者も亦之を知るも、治罪法に於ては之を禁せざる限りは成るべく其精神を貫徹することをかめ、即證據を求むるは根原よりすべしと云ふの定則に従はざる可らず。

裁判官乃云く

モリソン氏は英人にして治外法權の下にあるの人なり、故に當法廷にても自由に爲す能はざるより聞届難し。

岡山辯護人も亦繰返して曰く

英語は譯語とは大に其意味を異にすることあり、モリソン氏の陳述

は此訴訟に大關係を有するものなれば同人を呼びて當時の状況を尋ねるは最も緊要なるべし、譬へば此店は爆發物を賣るかど聞くと、爆發物を買ふべしと云ふとは大なる相違あるものなれば是非とも願意の御採用相願たし。

而して高橋辯護人亦續いて之を願ひ、之より判官と辯護人との間に、
問答始まれり。

裁判官云くモリソン氏の陳述書に就きて何か譯の分らぬものあるか、(岡山)此證據物は未だ十分なる證據物と云ふ可らず、(判)初にも云へる如くモリソン氏は治外法權の下にあるものなれば、設令此法廷に出しむるも宣誓せしむる譯にも行かず詰り無益なるべし、(増島)此度の出廷は英國の法律に據つて出廷せしむるものにして、虚辭を説くれば之を罰することを得べく無論宣誓せしむるを得べし、とて歐文

を記せし一片の紙を出し之は千八百八十一年十月二十一日に發布なりたる英國の閣令にして、即千八百八十一年日本支那閣令と稱するものなり、日本支那の爲に設けしものにて英人にして若し出廷を拒めば、一ヶ月以下の禁錮五百弗以下の罰金を科するとあり、(檢察官)詰まりモリソン手記の陳述書が不明了なりと云ふにもあらざれば、呼出すも格別利益あらざり押し之を願ふは甚穩當ならず、(判)願意は到底聞届難し、(増島)不服なれども致方なし、仍て異議の申立を爲す、(判)異議は直ちに却下す。

と之より書記をして前廷に續いて調書を朗讀せしめ了り、サテ馬場云く、

モリソン氏の會話は總へて拙者一人にて爲したるものなれば、大石は一切之を知らず依て此旨申上置く。

と其内午後三時を過ぎたれば、明日開廷の旨を告げ當日は之にて閉廷と爲れり。

百七十

モリソン氏召喚の請願聞入れられざるより、辯護人等が心得の爲取調べ置き度き廉ありとて、延期を願ふにより開届けられて十七日に開廷と爲れり、外國人を證人として日本法廷に召喚する、せぬに付いて掛官と辯護人との間に議論を引起し、且つや時節が時節なりければ事の起りは小なりと雖も、裁判の模様や被告等の風采を見んとて七八十の傍聴人は夜の明けぬ内より、裁判所の門前に待ち構へて、ヒシヒシと詰り掛け來るもの開廷の時刻に及べば、其數既に二三百名を超え、此混雜の爲に窓硝子の碎くるも多く、遂に傍聴人と警官との間に紛議を生ずるに至れり、此日モリソン氏も關係人として出席したりと云ふ、時に都下浮言あり、土佐人が薩摩を壓倒したりと、谷將軍も今は洋行中なるに備

はと怪み能く、聞けば、八幡山が西の海と高千穂とをキメ込んだとの事、世の中は右往左往と打騒ぎ朝に在りては、井上外務が條約改正の舉を企て野にありては、民間の有志者等甚だ無氣力なるの時なり。

十八日第三回の公判開廷あり、裁判官は書記をしてモリソン氏が前回

當廷に於て陳述したるものを朗讀せしめ、増島高橋等の辯護人より一二譯文の穩當ならざるものありとて、修正を請ひ、之にて判事と被告との間に一場の押問答は開かれたり。

裁判官云く

被告馬場辰猪に問ふべし、其方は明治十八年十一月十六日横濱に行きモリソン商會に立ち寄りたることありしや。

馬場云く

あり

百七十一